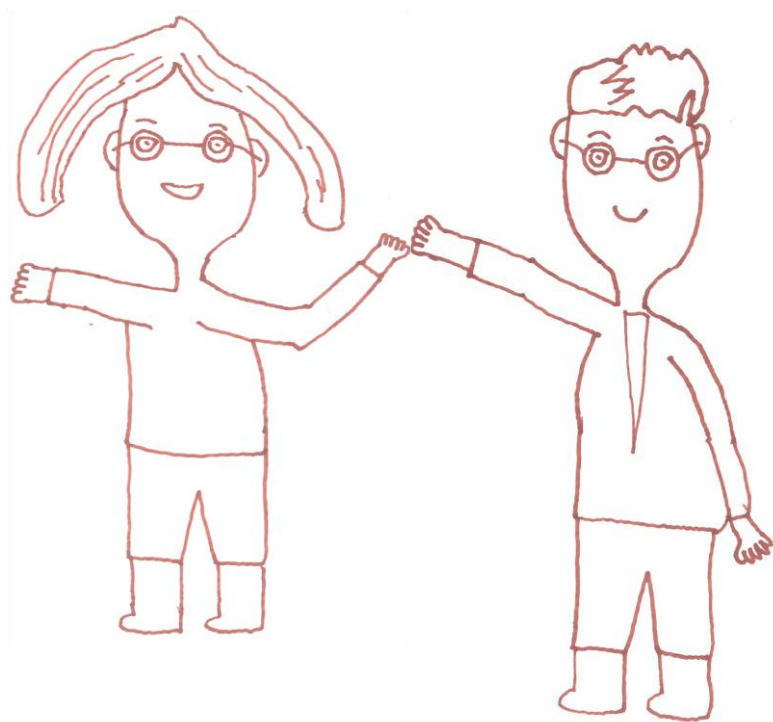


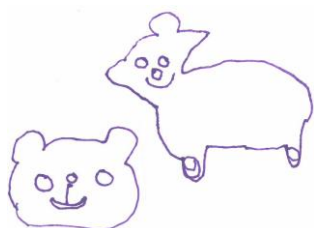


逗子市障がい者福祉計画

～ 安心して自分らしく暮らし続けられるまちをめざして ～



平成27年3月



目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の基本理念	4
5 計画の基本方針・基本的視点	5
6 計画の施策体系	7
7 計画の策定体制	8
第2章 障がいのある人の状況	10
1 人口等の動向	10
2 障がいのある人の数	12
第3章 計画の推進	18
1 計画の推進体制	18
2 計画の進行管理	18
3 総合計画との相互連携	19
第4章 施策の現状と課題及び今後の取り組み	21
1 相談支援体制の充実	21
2 共生社会の基盤づくり	27
3 障がいのある子どもの支援体制の充実	41
4 社会参加の促進	44
5 障害福祉サービス等の充実【障がい福祉計画】	52
資料編	
用語解説	73
逗子市障がい者福祉計画策定等検討会運営要綱	80
逗子市障がい者福祉計画策定等検討会参加者名簿	81
イラストの協力者名簿	82

※1 「障害」・「障がい」の表記について

逗子市では、ノーマライゼーションの理念として「こころのバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています（例：障がいのある人など）。

ただし、国の法令に基づく制度などは従来そのままとします（例：身体障害者手帳など）。

※2 「障がい」の範囲について

本計画における「障がいのある人」及び「障がいのある子ども」とは、身体障がい、知的障がい又は精神障がいの3障がいに加え、障害者総合支援法で定める難病等^{*}のある人及び子どもを含めています。

※3 「*」の表記について

文字の右上に「*」の付いた単語については、本計画の巻末にて用語解説があります。



第1章 計画の概要

1 計画改定の背景と趣旨

●障がいのある人を取り巻く環境の変化

人口の高齢化、社会環境の変化などにより、障がいのある人は年々増加しています。同時に、年齢や性別、障がいのある・なしなどに関わらず、自分らしく生きていける社会づくりへの期待が高まっています。

そのような中で、身体機能を補う様々な技術の開発・導入も進んでいます。しかし、まちや情報のバリアフリー*化、災害時の支援体制、知的障がいや精神障がい、発達障がい*など外からは見えにくい障がいへの対応、高齢な親と障がいのある子どもが支え合って暮らす老障介護の負担や、親亡き後の生活への不安をはじめ、まだまだ多くの課題があります。

●国や神奈川県の方針の動向

国は、国連の「障害者権利条約」を道標に、あらゆる社会参加における平等の実現に向け、福祉、教育、就労、まちづくりなど様々な分野における法制度の充実を進め、平成23年には「障害者基本法*」の一部改正、平成25年には「障害者総合支援法*」を施行し、障がいのある人への必要に応じた総合的な支援を、地域ごとに計画的に進めることを方向づけました。

また、「障害者総合支援法」の制定とともに「児童福祉法」が改正され、平成24年の「子ども・子育て支援法」と併せて、障がいのある子どもの支援体制の充実・強化などが示されています。

さらに、障がいのある人の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法*」に続き、平成25年には「障害者差別解消法*」が制定されました。

このような背景を踏まえ、県は、平成26年に「かながわ障害者計画」を改定し、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた取り組みの方向を打ち出しました。

●逗子市障がい者福祉計画・障がい福祉計画の改定

本市では、「逗子市福祉プラン（以下、「福祉プラン」といいます。）」の個別計画として、「逗子市障がい者福祉計画」「逗子市障がい福祉計画」を策定して障がい福祉分野の施策を展開しています。両計画は、いずれも平成26年度で計画期間を終え、改定の時期を迎えました。

そこで国や県の動向、これまでの本市の取り組みの成果を踏まえ、障がい者施策にかかわる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がいのある人を取り巻く社会環境の変化と新たな課題やニーズ*にも対応した「第3期逗子市障がい者福祉計画」と「第4期逗子市障がい福祉計画」を一体性のある計画として策定することとしました。

■最近の法制度の変化 ～ 障がい福祉に関する主な法律・計画の施行等 ～

平成 19 年 9 月「障害者権利条約」に署名【平成 26 年 1 月批准】

(障害者の権利に関する条約)

- ・障がい者の人権や基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定など。

平成 23 年 8 月「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

- ・障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障がい者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護を追加など。

平成 24 年 8 月「子ども・子育て支援法」の成立【平成 27 年 4 月施行予定】

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目ざすとの考え方を基本とし、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目ざす。

平成 24 年 10 月「障害者虐待防止法」の施行

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

- ・障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する支援の措置など。

平成 25 年 4 月「障害者総合支援法」の施行【一部平成 26 年 4 月施行】

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

- ・障害者自立支援法^{*}を障害者総合支援法とし、「障害者」の範囲に難病のある人等も追加。障害支援区分への改正、重度訪問看護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。

平成 25 年 4 月「児童福祉法」の改正

- ・障がい児支援の強化として児童福祉法を基本とした身近な地域での支援の充実、障害児通所支援の創設など。

平成 25 年 4 月「障害者優先調達推進法^{*}」の施行

(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

- ・国や公共団体による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど。

平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」の成立【平成 28 年 4 月施行】

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど。

平成 26 年 3 月「かながわ障害者計画」の策定【計画期間：平成 26 年度～30 年度】

- ・福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野において、県における障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するための基本となる計画。

2 計画の性格と位置づけ

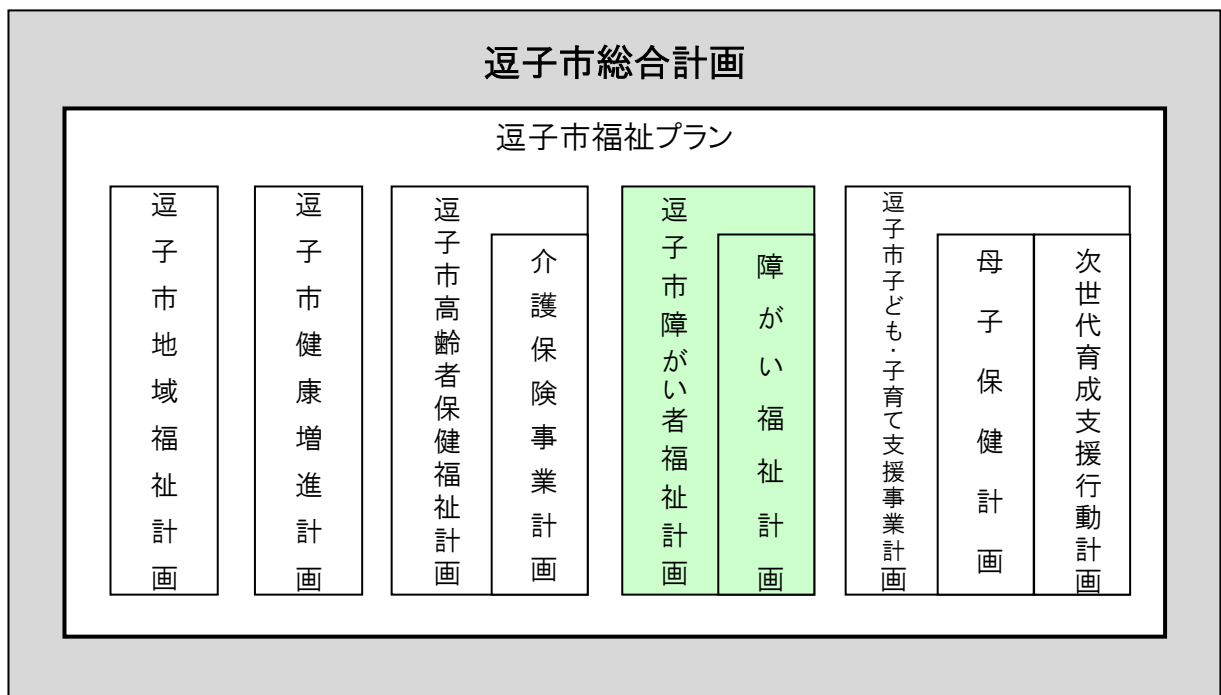
●逗子市が目ざす障がい者福祉の方向性を明らかにするもの

「逗子市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」です。この計画は、「逗子市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）」及び「逗子市福祉プラン」の個別計画にあたり、「かながわ障害福祉計画」を踏まえるとともに、ノーマライゼーション*とリハビリテーションの2つの基本理念（P. 4 参照）に沿った逗子市の障がい者福祉の基本計画です。

「逗子市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」であり、県とも調整しながら、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施について明らかにするとともに、数値目標を掲げて具体的な取り組みを定めるものです。

本計画は、障がいのある・なしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向けて「第2期逗子市障がい者福祉計画」と「第3期逗子市障がい福祉計画」を一体的に見直し、今後の障がい福祉施策の方向と具体的な事業展開を明らかにする「逗子市障がい者福祉計画（第3期逗子市障がい者福祉計画・第4期逗子市障がい福祉計画）」として策定するものです。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

この計画の期間は平成27年度から平成32年度までの6か年とし、また平成27年度から平成29年度までの3か年を計画の期間とする「第4期逗子市障がい福祉計画」を含んでいます。

なお、この2つの計画は、今後の社会情勢の変化や国・県の新たな施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成(年度)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
逗子市障がい者福祉計画	第2期【前計画】						第3期【本計画】 (平成27～32年度)						
逗子市障がい福祉計画	第2期		第3期【前計画】			第4期【本計画】 (平成27～29年度)			第5期 (平成30～32年度)				
逗子市福祉プラン							(平成27～34年度)						
逗子市総合計画(実施計画)							前期(平成27～34年度)						

4 計画の基本理念

この計画は、前計画の基本理念であった「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎ、障がいのある人もない人も、共に支え合って地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちの実現をめざすこととします。

ノーマライゼーション … 地域で自分らしく生きるために

リハビリテーション … 安心して納得できる生き方を求めて

5 計画の基本方針・基本的視点

●基本方針

総合計画基本構想では、将来に向けてめざすべきまちの姿の一つに「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」を掲げ、その実現のための取り組みの方向を示すものの一つとして「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」を位置づけました。本計画は、これを基本方針とします。

障がい者が安心して 自分らしく暮らし続けられるまち

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を継承し、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、「地域で自分らしく生きるため」「安心して納得できる生き方を求めて」、それを実現していくことができるまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を充実するとともに、災害等緊急時の備え、バリアのない環境づくりを進める必要があります。

また、道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリー*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

逗子市総合計画基本構想より抜粋

●基本的視点

障がい福祉施策は、次の視点に立って推進します。

① 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を尊重し、障がいのある人本人が、日常生活や社会参加において自分の考えで意思決定を行うことができるよう支援します。

② 障がい特性等に配慮した支援

性別、年齢、障がいの状況、生活の実態などに応じ、一人ひとりに寄り添う適切な支援を行います。

③ 当事者本位の総合的な支援

一人ひとりがライフステージに応じてその人らしい生活を実現していくことができるよう、医療、福祉、療育*・教育、就労などの各分野の有機的な連携、広域的な連携を確保し、切れ目のない総合的な支援を図ります。

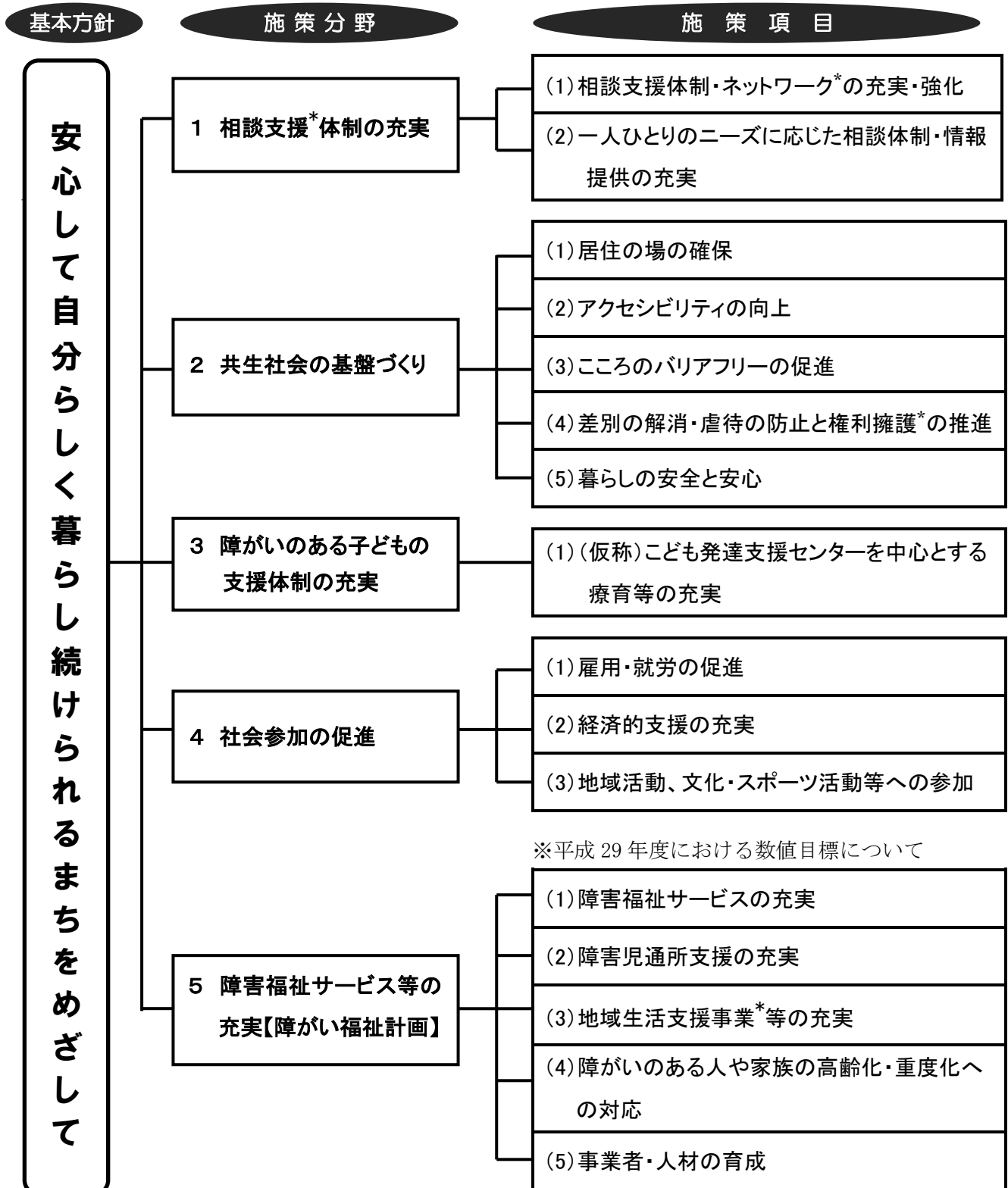
④ アクセシビリティ*の向上

障がいのある人の日常生活や社会生活を制約している社会的障壁*の除去を進め、施設・設備、サービス、情報、制度などを支障なく利用できる環境づくりに努めます。

6 計画の施策体系

本計画では、基本方針と基本的視点を踏まえ、また、国の障害者基本計画や県のかながわ障害者計画等との整合性を図りながら、第4章で以下の5つの施策分野ごとに基本的方向性と今後の取り組みを定めます。

■施策の体系



7 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がいのある人などの生活や意識などを把握するとともに、障がいのない人の障がい福祉に関する意識なども把握し、計画策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

■調査の対象・配付・回収状況 <調査方法：平成25年11月(配付・回収とも郵送)>

区分	配付数	有効回収者数	有効回収率	対象
障がいのある人	2,312人	1,326人	57.4%	障害者手帳所持者及び障害福祉サービス受給者証等所持者
その他の人	688人	282人	41.0%	住民基本台帳で15歳以上の人の中から無作為抽出
合計	3,000人	1,608人	53.6%	

※障害者手帳所持者の内訳：身体障害者手帳 1,719人、療育手帳 241人、精神障害者保健福祉手帳 335人、障害福祉サービス受給者証所持者（障害者手帳所持者を除く）：17人（平成25年11月30日現在）。ただし、手帳や受給者証を複数お持ちの場合を含むため上記内訳の合計と実際の配付数は一致しません。

(2) 障がい者団体などからの意見聴取

アンケート調査を補完・代替し、よりきめ細かく障がいのある人などの生活の現状や意向、支援ニーズなどを把握するために、障がい者団体などから直接意見の聴取を行うインタビュー調査を実施しました。

特に、難病*、発達障がい分野については、関係機関の協力により、アンケートを代替する調査として、貴重なご意見をいただきました。

■調査の実施概要 <実施：平成25年10月～平成26年3月>

分野	協力者(当日の人数)	
身体障がい	逗子市身体障害者福祉協会（役員8人）	
	逗葉ろうあ協会（メンバー8人）*後日書面での回答を追加	
難病	鎌倉保健福祉事務所難病登録者（1人）	
知的障がい	逗子市手をつなぐ育成会	手帳所持者が未成年の人の家族（7人）
		手帳所持者が20～30歳代の人の家族（21人）
		手帳所持者が40歳以上の人の家族（9人）
	地域活動支援センター* ワークショップリプル (メンバー・スタッフ・家族12人)	
精神障がい	相談事業所カモミール（メンバー・スタッフ20人）	
発達障がい	横須賀・三浦地域発達障害相談・支援センターKANAC（利用者2人）	
療育	療育推進事業における保護者勉強会参加者（保護者・スタッフ6人）	

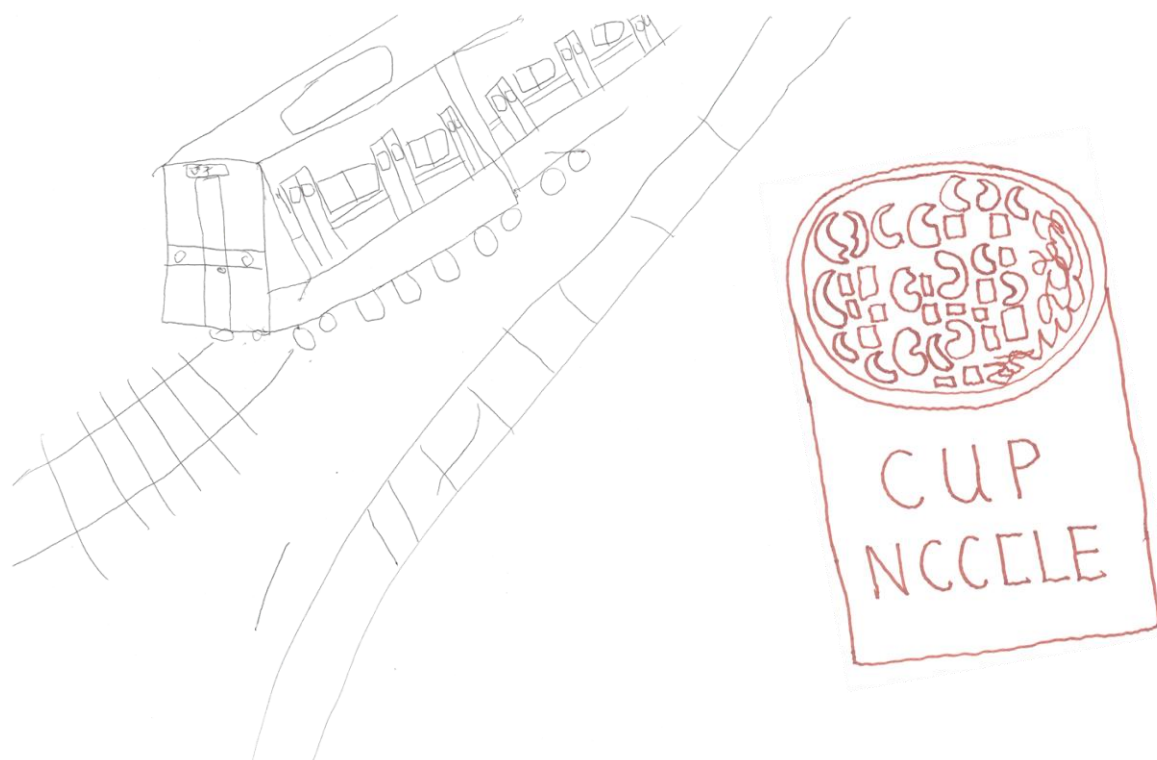
(3) 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会の開催

本計画の策定にあたっては、平成 25 年度から平成 26 年度の 2 年間に「逗子市障がい者福祉計画策定等検討会」を計 12 回開催し、内容の検討を行いました。この検討会には、公募による市民、障がい者団体の推薦を受けた者、福祉・保健などの関係者及び障がい福祉についての知識経験者に参加していただき、幅広い意見の聴取を行いました。

(4) 計画素案に関する意見募集（パブリックコメント）

■パブリックコメントの実施概要

実施方法	・市内障がい福祉関係団体・機関へ配付（12 団体・機関） ・市ホームページ掲載 ・障がい福祉課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福祉会館、保健センター、高齢者センター、子育て支援センター、湘南保育園、小坪保育園、青少年会館、体験学習施設、小坪公民館、沼間公民館、図書館
意見募集期間	平成 26 年 10 月 20 日（月）～平成 26 年 11 月 19 日（水）
提出者数	1 人（意見総数 5 件）



第2章 障がいのある人の状況

1 人口等の動向

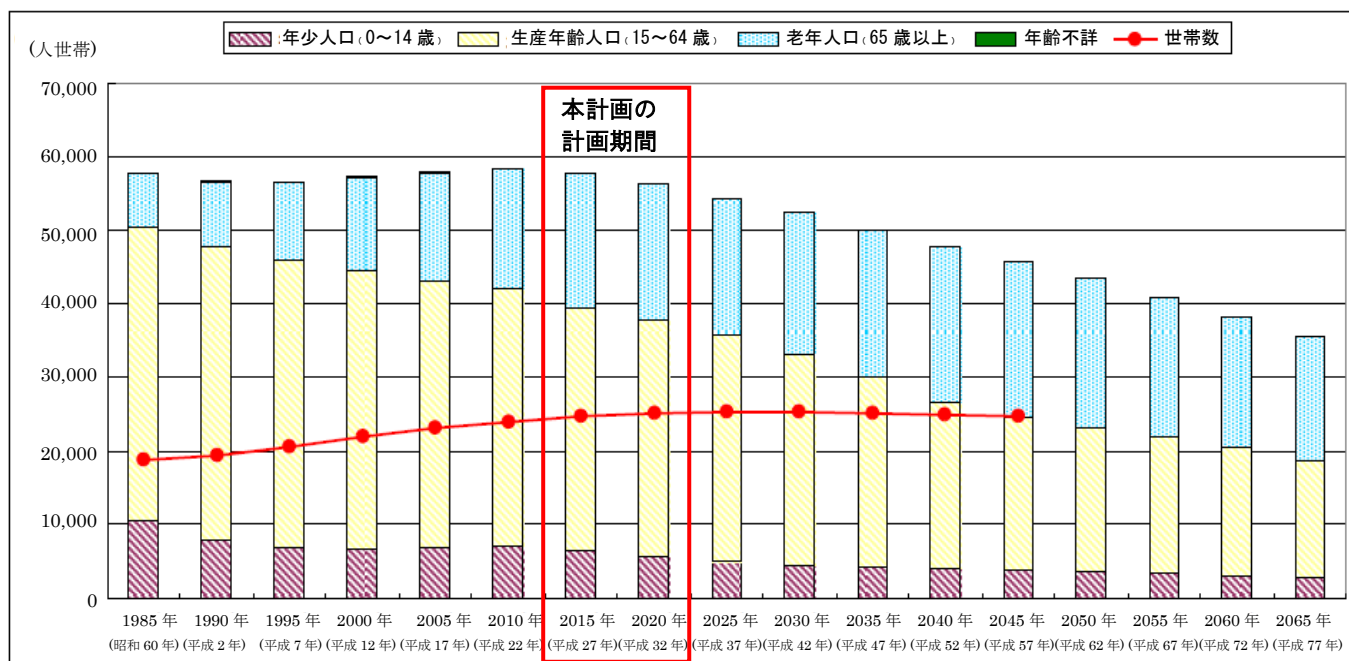
本市の総人口は、これまで6万人弱の規模で概ね横ばいに推移してきましたが、平成22年頃をピークに減少に転じました。本計画の計画期間（平成27～32年度）は、本格的な人口減少社会への移行期にあります。

人口の動向では、総人口の推移のみならず年齢構成の変化に注目する必要があります。今後もしばらく高齢者（老年）人口の増加が続き、一方で64歳以下の生産年齢人口は大きく減少し、これに伴って14歳以下の年少人口の現象も続くと思われています。

世帯数は、現在も増加を続けています。これに伴って1世帯当たりの平均人員数は平成22年で2.45人、平成32年では2.31人となり、1世帯規模は縮小化を進めていきます。

高齢化する家庭や地域を、少ない人数で支えなければならない時代が到来しているといえます。

■人口・世帯数の推移と推計



※2010年(平成22年)までは実績値、2015年(平成27年)以降は推計値です。

「年齢不詳」は値が小さいためグラフでは見えなくなっています。

資料：逗子市「人口推計結果報告書」平成24年3月

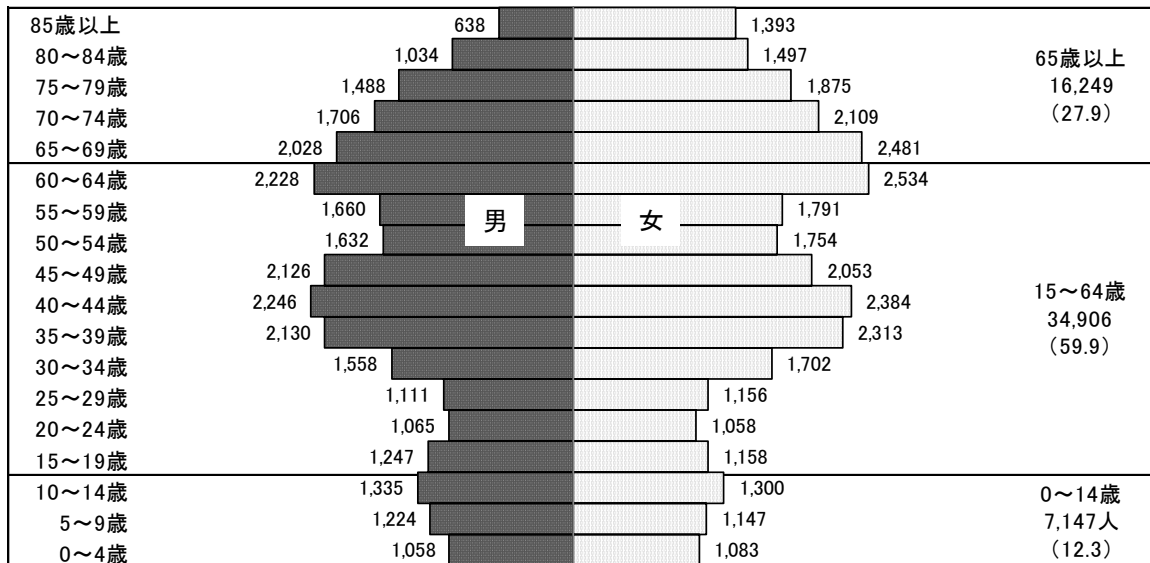
特に、平成 27 年には団塊の世代が全員 65 歳以上に、平成 37 年には 75 歳以上となります。5 歳階級ごとの人口分布（人口ピラミッド）をみると、現在、中高年層が多い釣鐘型から、高齢者層が多い逆三角形型へと急速に変化する過程にあることがわかります。

■ 5 歳階級ごとの人口分布（人口ピラミッド）の変化

平成22年(2010年)

実績値：総人口 58,302人(男性27,514人、女性30,789人)

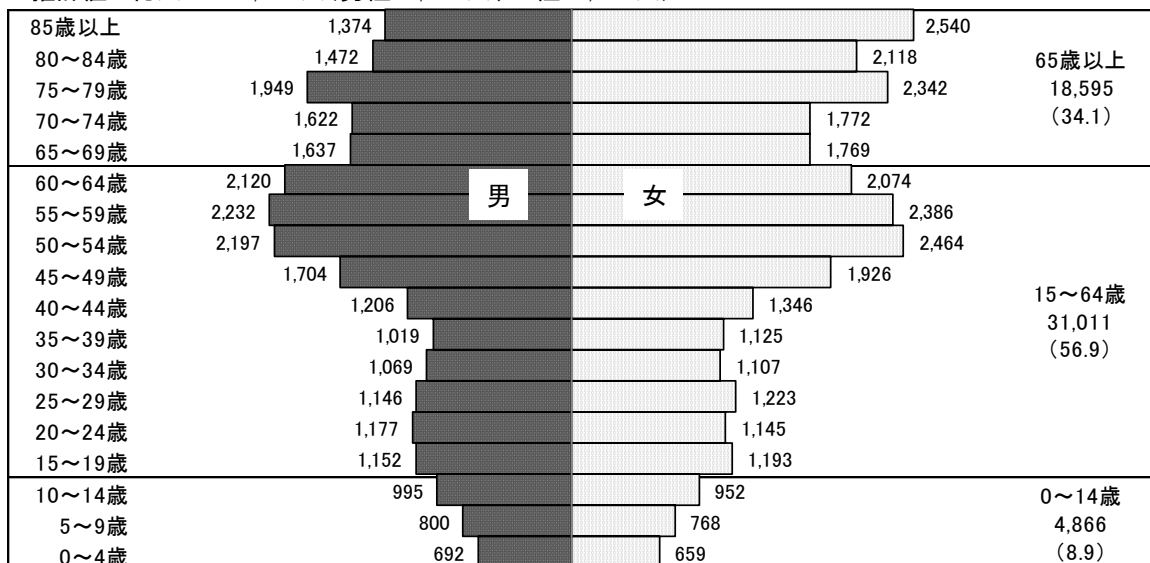
単位：人(%)



平成37年(2025年)

推計値：総人口 54,472人(男性25,583人、女性28,909人)

単位：人(%)



※平成 22 年(2010 年)の実績値は国勢調査によります。年齢不詳(男性 2 人)は、便宜的に人口の多い階級に入れてあります。平成 37 年(2025 年)の推計値は、国勢調査に基づき市が推計しました。

構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計は 100%になりません。

資料：逗子市「人口推計結果報告書」平成 24 年 3 月

2 障がいのある人の数

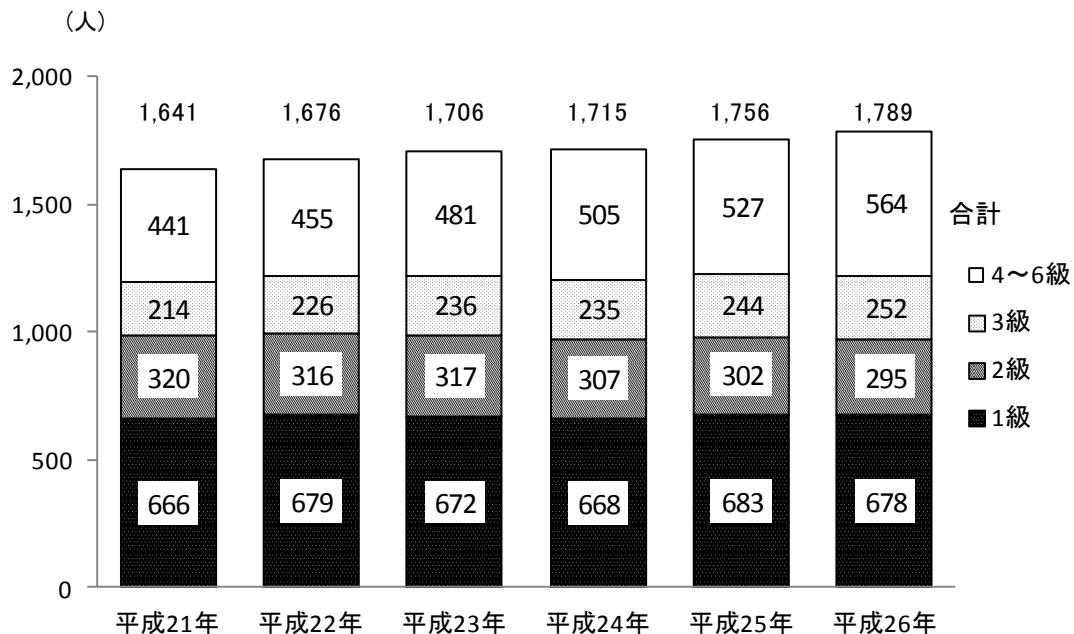
(1) 身体障がいのある人の数

身体障害者手帳を持つ人の数は、前計画策定時（平成21年3月末）には1,641人でしたが、平成26年3月末現在は1,789人と増えています。うち7割以上を65歳以上の高齢者が占めています。

平成26年3月末現在の内訳をみると、障がい別には、肢体不自由が894人と約半数を占め、次いで内部障がい*が600人と多くなっています。等級別には、1級が678人、2級が295人と重度の人が半数以上に上っています。

高齢者人口の増加などに伴い、身体障害者手帳を所持する人は、今後も増加していくことが見込まれます。

■身体障害者手帳所持者数の推移（各3月末）



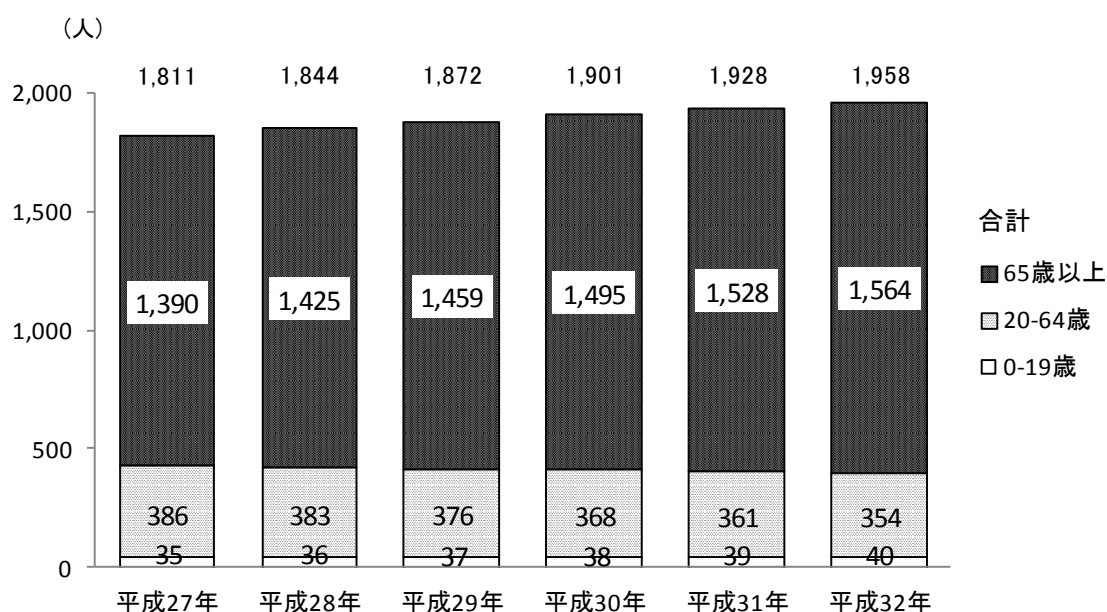
■身体障害者手帳所持者数（年齢階層及び障がい別、平成26年3月末現在） (人)

	視覚障害	聴覚平衡障害	音声障害	肢体不自由	内部障がい	合計
0～19歳	0	9	0	17	6	32
20～64歳	27	34	1	220	109	391
65歳以上	90	125	9	657	485	1,366
合計	117	168	10	894	600	1,789

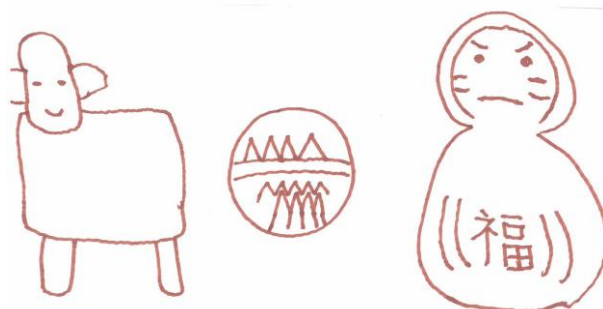
■身体障害者手帳所持者数（手帳等級及び障がい別、平成26年3月末現在）（人）

	視覚障害	聴覚平衡障害	音声障害	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	34	4	0	199	441	678
2級	44	47	0	202	2	295
3級	7	12	6	194	33	252
4～6級	32	105	4	299	124	564
合計	117	168	10	894	600	1,789

■身体障害者手帳所持者数の推計（年齢階層別）



※平成21～26年における身体障害者手帳所持者数（年齢3区分）の推移の傾き（変化率）から平成27～32年の推移を導き、これに各年の推計人口（同じ年齢区分）の推移（対前年比）を掛けあわせて算出しました。



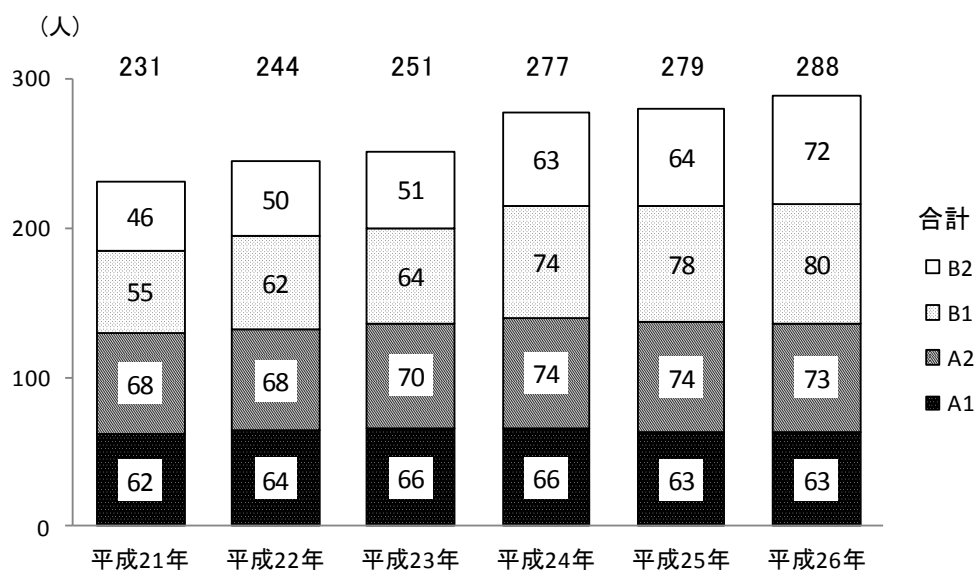
(2) 知的障がいのある人の数

療育手帳を持つ人の数は、前計画策定時（平成 21 年 3 月末）には 231 人でしたが、平成 26 年 3 月末現在は 288 人と増えています。

平成 26 年 3 月末現在の内訳をみると、年齢別には、20～64 歳が 184 人、0～19 歳が 93 人となっています。手帳判定別には、中度 80 人、重度 73 人、軽度 72 人、最重度 63 人となっています。平成 21 年と比べると中・軽度の人の比率が高くなっています。

児童福祉法の改正などを機に、療育手帳を所持する人は、今後とも増加していくことが見込まれます。

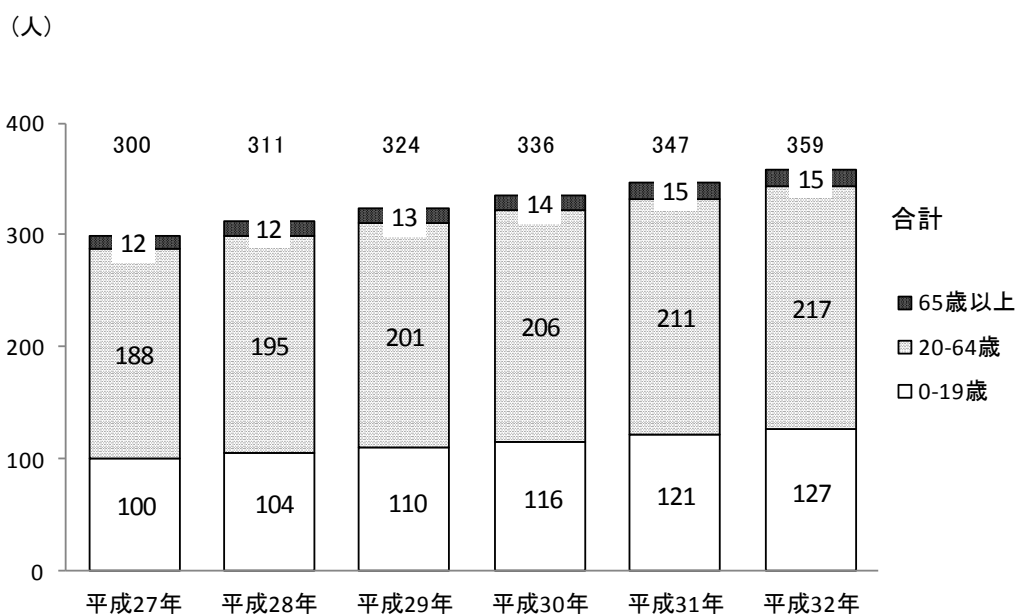
■療育手帳所持者数の推移（各 3 月末）



■療育手帳所持者数（年齢階層及び手帳判定別、平成 26 年 3 月末現在）

	最重度	重度	中度	軽度	合計
0～19 歳	21	17	24	31	93
20～64 歳	40	50	53	41	184
65 歳以上	2	6	3	0	11
合計	63	73	80	72	288

療育手帳所持者数の推計（年齢階層別）



※平成 21～26 年における療育手帳所持者数（年齢 3 区分）の推移の傾き（変化率）から平成 27～32 年の推移を導き、これに各年の推計人口（同じ年齢区分）の推移（対前年比）を掛けあわせて算出しました。



(3) 精神障がいのある人の数

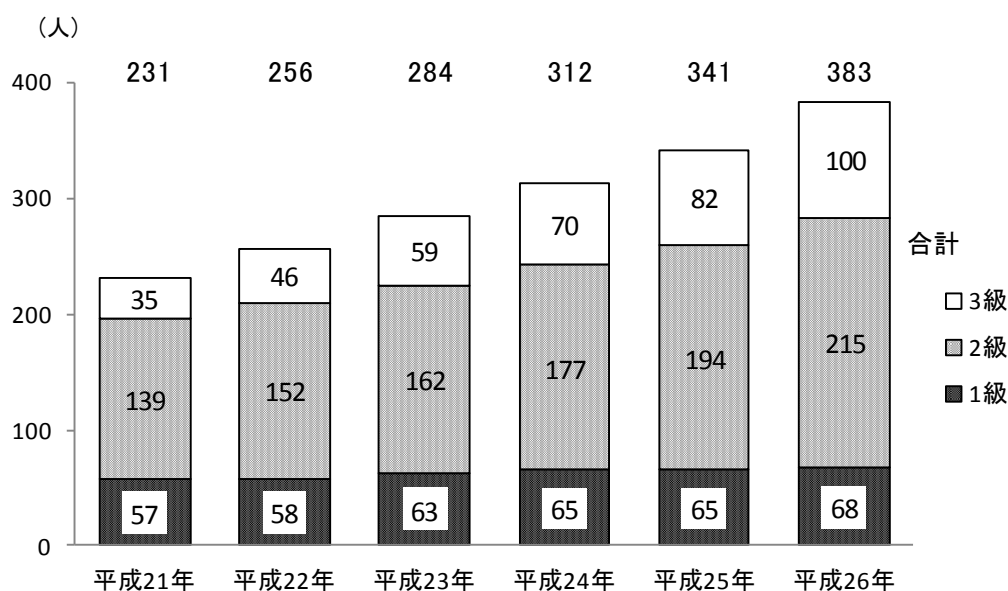
精神障害者保健福祉手帳を持つ人の数は、前計画策定時（平成 21 年 3 月末）には 231 人でしたが、平成 26 年 3 月末現在は 383 人と大きく増えています。

平成 26 年 3 月末現在の内訳をみると、年齢別には、20～64 歳が 325 人と 8 割以上を占めています。手帳等級別には、2 級 215 人、3 級 100 人、1 級 68 人となっています。

また、自立支援医療（精神通院）制度の利用者は、平成 21 年 528 人、平成 26 年 686 人と、手帳所持者を大きく上回る数となっています。

このような中で、発達障害者支援法*の成立などを機に、精神障害者保健福祉手帳を所持する人の数は、今後とも増加していくことが見込まれます。

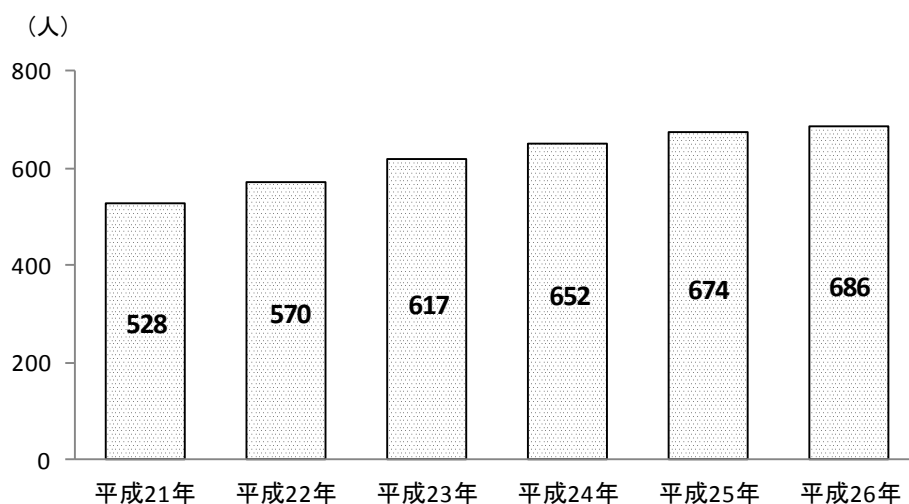
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各 3 月末）



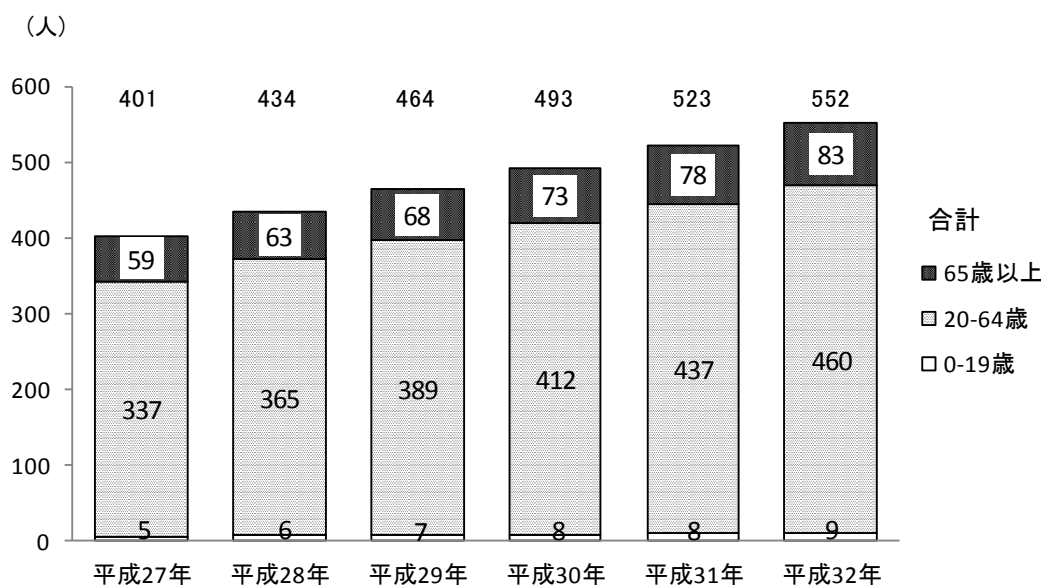
■精神障害者保健福祉手帳（年齢階層及び手帳等級別、平成 26 年 3 月末現在）（人）

	1 級	2 級	3 級	合計
0～19 歳	1	2	1	4
20～64 歳	46	186	93	325
65 歳以上	21	27	6	54
合計	68	215	100	383

■ 自立支援医療（精神通院）制度の利用者数の推移（各3月末）



■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計



※平成 21～26 年における精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢 3 区分）の推移の傾き（変化率）から平成 27～32 年の推移を導き、これに各年の推計人口（同じ年齢区分）の推移（対前年比）を掛けあわせて算出しました。

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

障がいのある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、庁内・庁外関係各部門との連携を図りながら計画を推進することが必要になります。

また、本計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

計画の実施に当たっては、逗子市自立支援会議*（以下自立支援会議）、逗子市基幹相談支援センター（以下基幹相談支援センター）*、当事者、障がい者団体、サービス事業所、逗子市社会福祉協議会等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町や横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。また、施策分野については、就労をはじめとして国や県の制度に関わるものも多いことから、国、県の関係各機関との連携も図っていきます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会において当事者や事業者の視点からの意見聴取を行い、それを踏まえて計画の進捗や効果を定期的に点検、評価していきます。

また、計画内容は、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直しをしていきます。計画期間中は各年度において、平成29年度における数値目標の達成状況のほか、施策の実施状況、サービス見込量などについて聴取した意見を基に点検、評価したうえで、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等を含めて検討し、施策の充実に努めていきます。

3 総合計画との相互連携

市の計画体系は、総合計画を最上位に、基幹計画である福祉プラン、個別の施策分野を定める個別計画である本計画の三層となっています（再掲 第1章2）。

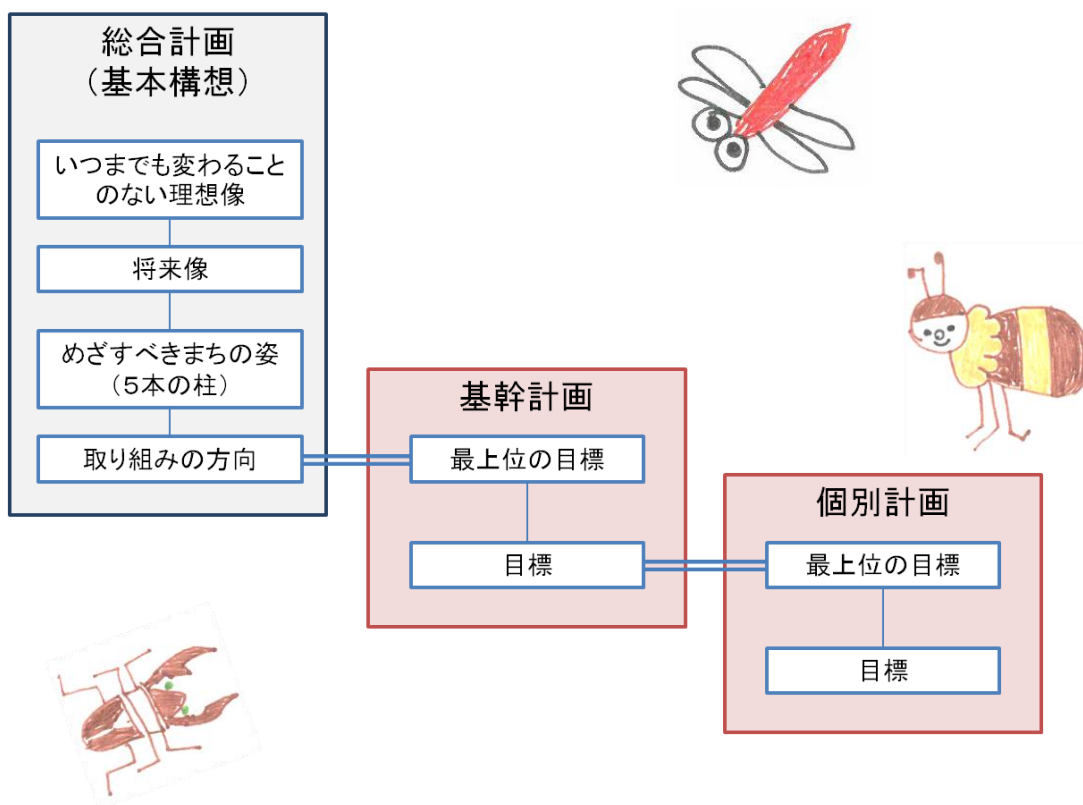
そして、この三層は、総合計画の基本構想における取り組みの方向と福祉プランの最上位の目標等とが整合し、福祉プランの下位の目標等と本計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定しています（再掲 第1章5）。

また、総合計画前期実施計画の期間8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業をリーディング事業と定めていますが、これは基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業（取り組み）の中でも特に重要な事業（取り組み）と共通な事業となります。

このように、すべての計画を総合計画の下に体系化し、三層（総合計画・福祉プラン・障がい者福祉計画）を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

本計画では、療育推進事業「(仮称)療育・教育の総合センターの整備、運営」と民間障がい者福祉施設整備等促進事業「グループホームの整備促進」がリーディング事業に該当し、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会・(仮称)逗子市福祉プラン審議会等における意見聴取を経て逗子市総合計画審議会が進行を管理します。

■基本構想の取り組みの方向と基幹計画・個別計画の目標との関係のイメージ



■逗子市総合計画前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標	現状 【2013（平成25）年度末】	補足	本計画における 第4章 関連施策
1	★（仮称）療育・教育の総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことのある子どもの、市内の18歳までの子どもに対する割合が9.5パーセントになっている。 [療育推進事業]	4.7パーセント（未就学児における療育利用者の割合） 【2012（平成24）年度実績】	2012（平成24）年に文部科学省が実施した調査等において、義務教育について特別な教育的支援を必要とする児童生徒が全児童生徒に対して約9.5パーセントの割合になっている。このことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のすべてが、相談や障害児通所支援を利用することをめざすもの。	施策3 (1)
2	★市内にあるグループホームで生活する人が35人（8棟）になっている。 [民間障がい者福祉施設整備等促進事業]	11人（4棟）	・現状において、市外のグループホーム等で生活する人が、市内で居住できることをめざし、24人分増加をめざすもの。 ・一棟あたり6人として、4棟増加を想定。	施策2 (1)
3	（仮称）療育・教育の総合センターにおいて、障がいのある子ども、発達に心配のある子ども（0歳～18歳）に対してライフステージに応じた継続的な支援が行われている。	就学前と就学後で継続した支援になっていない。	2016（平成28）年度の（仮称）療育・教育の総合センターの設置により、継続的な支援を行うもの。	施策3 (1)
4	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が4人以上になっている。	0人	国の指針が2012（平成24）年度実績の2倍であることから、同年度の実績（2人）の2倍を目標としたもの。	施策4 (1)
5	「逗子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査（障がいのある人以外対象）」において、こころのバリアフリーが推進されていると考える人の割合が80パーセント以上になっている。	60.6パーセント 【2013（平成25）年度調査】	/	施策2 (3)

※目標のうちリーディング事業に係るものについては★印を付しています。

第4章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、制度やサービスを上手に利用していくことが必要となりますが、それは容易なことではありません。そこで、障がいのある人が選択した生活の場において暮らし続けることを支援するコーディネーターとして、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠となります。

また、一人ひとりが自己選択・自己決定により自分らしい生活や社会参加を実現していくことができるよう、本人を中心に、その家族、市と相談支援事業所をはじめとする関係機関、関係団体等を一体とする支援ネットワークを構築し、福祉関連情報の充実を進めるとともに、サービス等利用計画*（18歳未満の場合は障害児支援利用計画ですが、本計画では併せてサービス等利用計画と記載しています。）の作成に伴うケアマネジメント*の充実を軸に、一人ひとりの特性や希望を大切にした支援が重要となっています。

（1）相談支援体制・ネットワークの充実・強化

【現状と課題】

障がいのある人とその家族が抱える悩みや問題は、障がいの状況、年齢、暮らし方などにより一人ひとり異なります。住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、問題を身近に相談できる窓口があり、個々のニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。ライフステージを通じた切れ目のない支援、施設入所等からの地域生活への移行と定着、災害対策をはじめ生活の安全の確保など多様な対応力が必要であり、共生社会の実現に向けて総合的な支援ネットワークの確立がますます重要になってきています。

本市では、相談に対応する機関として市内外3か所の相談支援事業所、自立支援会議、基幹相談支援センター、逗子市地域包括支援センター（以下地域包括支援センター）*、逗子市社会福祉協議会などがあり、地域で身近な相談に応じています。

自立支援会議では、個々の事例から地域全体の課題まで幅広く問題解決に取り組めるよう、全体会議*、専門会議*、定例会議*等により相談支援を中心としたネットワークを構築し、県や横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会とも広域的な連携を図っています。

また、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置しています。

本計画の策定に係るアンケートや団体インタビューでは、相談窓口の周知、相談に関

わる人材育成、相談や情報提供の方法、相談支援事業所や人材に関する意見があり、また、障がいのある人もない人も、自分らしく暮らせるまちになるためには「医療・福祉・教育・就労などの一体的なネットワークづくり」が重要と考えていることがわかりました。

今後は、相談窓口の充実と周知を進めるとともに、多様な悩みや問題に対応し、ライフステージを通じた継続的な支援を実現していくため、市内外の関係機関等の連携を強化し、地域全体による総合的な支援ネットワークを強化することが求められます。

【今後の取り組み】

障がいのある人とその家族が身近に相談でき、相談内容に応じて適切な関係機関等につなげていくネットワーク体制の構築・強化を図ります。

① 相談支援体制の充実

- 市内外3か所の相談支援事業所では、それぞれの障がいに応じた支援を行っています。障がい重複するケースなど連絡調整が必要な場合に、自立支援会議定例会議等を利用し、より一層の連携強化を図ります。
- 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所を窓口とする、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援等の相談支援体制の充実を図ります。
- 相談支援はサービスの調整だけでなく、障がいのある人の権利擁護の観点に立って、障がいのある人の自己選択・自己決定を支援していくという重要な役割も担っています。成年後見制度*利用支援事業を実施し、権利擁護の推進を図ります。
- ノーマライゼーションの実現、入所施設や病院から地域生活への移行を進めるために、障がいへの理解に関する地域への働きかけや啓発に努めます。
- 相談窓口についての広報、情報提供を進めるとともに、ICT（情報通信技術）を活用して相談しやすい窓口の拡充を図っていきます。

■相談支援事業

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
相談支援事業委託数（か所）	3	3	3	3	3
指定特定・一般相談支援事業者	—	2	2	3	3
指定障害児相談支援事業者	—	1	1	2	2

② 基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の強化

- 平成 26 年度から基幹相談支援センターを設置しており、相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援従事者の人材育成の支援を中心に、支援困難事例に関する検討や対応、障がい者の権利擁護や虐待防止に関する啓発等、総合的な相談支援体制の強化を図ります。
- 基幹相談支援センターは、サービス事業所、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関との連携に努め、相談支援のネットワーク化を図ります。

■基幹相談支援センター

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
基幹相談支援センター設置数(か所)	—	—	—	1	1

③ 自立支援会議を中心とする支援ネットワークの充実

- 自立支援会議を中心に、福祉、保健、医療、教育、就労をはじめ様々な関係機関等の連携ネットワークを形成し、多様化する不安への対応、困難事例への対応力を強化していくとともに、入所施設等からの地域移行*・地域定着を地域全体で支えていく体制づくりや、障がいのある人をめぐる現状と課題の把握に努め、支援体制の強化を図ります。
- 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会や県との連携により、広域の相談支援体制を確保していきます。

■自立支援会議

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
全体会議の開催数（回）	2	2	2	2	2
運営会議の開催数（回）	0	0	1	2	2
定例会議の開催数（回）	12	12	12	12	12
部会の開催数（延回）	5	5	5	5	5

④ きめ細かな支援ネットワークの充実

- 障がい者団体等の育成支援を図り、身近な相談窓口としての機能を強化します。また、障がいのある人やその家族が、お互いに相談や情報交換を行えるようなピアカウンセリング*等の機会の充実について検討します。
- 障がいのある人に対する適切な医療と社会復帰を促進するため、医療機関との連絡調整等を行い、相談支援体制の連携強化を図ります。
- （仮称）こども発達支援センター、逗子市社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、教育機関、就労支援機関をはじめ、様々な相談窓口との連携により、障がいのある人やその家族の悩みや問題を広く把握できる体制を確保します。

(2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実

【現状と課題】

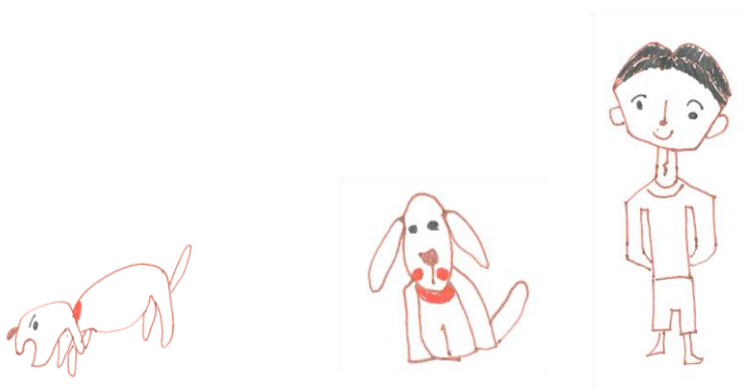
自分らしい生活を実現していくためには、当事者による自己決定と、一人ひとりの実情に即した支援が重要であり、サービス等利用計画の作成とこれに伴うケアマネジメントが適切に行われる必要があります。サービス等利用計画の作成と運用にあたっては、障がいのある人と支援者とが、お互いを尊重しながらパートナーとしての関係をつくり、障がいのある人自らが自分の課題を発見し、自己決定して生活していけるよう力をつけていく支援が大切であり、また、サービスを調整するだけでなく、自らの意思を伝えることが困難な障がいのある人の意思や状況を代弁するという権利擁護の観点に立って、自己選択・自己決定を支援していくことが重要です。

さらに、一人ひとりの状態や希望に沿って連続性・一貫性のある障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、その状況を定期的に確認し、必要に応じた見直しを行う体制が確保されることが重要です。

本市では、市内外3か所をはじめとする特定相談支援事業所と連携してサービス等利用計画を作成する体制を確保していますが、今後も作成対象者の増加が予想され、体制の拡充が課題となっています。

アンケートでは、サービス等利用計画について63.2%の人が「知らなかった」と答えていますが、インタビューでは、サービス等利用計画は障害福祉サービス等の利用のみならず、本人や家族が主体的に生活していくために重要であるとの認識が示されました。また、福祉関連情報の所在、自分との関連性、相談支援事業所の周知に関する意見のほか、介護保険サービスと障害福祉サービスの区分に対する認識が明確でない状況もうかがわれるなど、制度やサービス、事業所等に関する情報の入手が必ずしも十分でないことがわかりました。

今後は、障がいのある人の増加、本人や家族の高齢化が進み、それに伴う障がいの重度化やニーズの多様化も進む中で、入所施設等からの地域移行・地域定着といった課題にも対応していく必要があります。一人ひとりの状況にきめ細かく対応した計画作成・ケアマネジメント体制の確保が求められるため、相談支援専門員の確保が重要な課題となります。同時に、一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、制度やサービス、事業者等に関する情報を、わかりやすく入手できる環境を整えていくことも重要です。



【今後の取り組み】

障がいのある人の自己選択・自己決定に必要な情報提供に努めるとともに、一人ひとりの状況や意向を踏まえた支援を実現するサービス等利用計画の作成・運用を進めます。

① わかりやすく選択しやすい情報提供の推進

- 障害福祉サービス等の円滑な利用に向け、相談者の年齢や障がいの種別、程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供の充実を図ります。
- 相談支援事業所や福祉施設関係者、民生委員・児童委員、各分野の相談機関等と連携し、一人ひとりの状況に応じた情報の提供を進めます。
- 福祉関連情報、特に障がい福祉に関する情報の提供と共有化を進めるため、基幹相談支援センターと連携しながら、当事者向け、支援者向け、市民向けの説明会・勉強会を開催します。
- 手話通訳や要約筆記*、読み上げや録音、ICT（情報通信技術）を活用した文字・音声情報の提供など、聴覚障がい、視覚障がいのある人に対応した情報提供体制の充実を図るとともに、知的障がいのある人に配慮した表現に努めていきます。
- 基幹相談支援センター、自立支援会議との連携を中心に、提供・共有することが必要な情報の整備・更新を行っていきます。

② サービス等利用計画の作成とそれに基づくケアマネジメントの推進

- 障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がいのある人のライフステージを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉、保健、医療、教育、就労等が一体となったチームアプローチによる生活支援が実現できるよう、相談支援体制の拡充を行います。
- 支給決定の基礎となるサービス等利用計画が障がいのある人のニーズに基づき適切に作成され、これに伴うケアマネジメントの推進、生活状況等の定期的な確認に基づく計画の見直しが円滑に行われるよう、基幹相談支援センター、自立支援会議と連携して、相談支援専門員の技術向上など特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所の支援に努めます。

■ サービス等利用計画の作成

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
サービス等利用計画作成数（人）	10	60	156	100	35	41	48
障害児支援利用計画作成数（人）	—	3	33	15	10	10	10

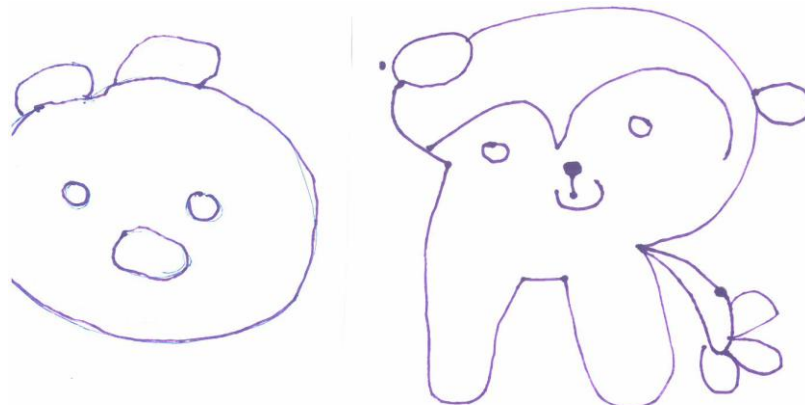
※平成26年度までに市内在住の既存対象者の計画作成を行いました。平成27年度からは新規対象者等の人数を見込んでいます。

③ 多様な相談への対応

- サービス等利用計画に直接関わらない多様な困り事、悩みや不安などに対応する一般的な相談支援の充実を図ります。また、計画相談につなぐ基礎として、すべての相談支援業務のベースとなる基本相談支援、入院・施設入所等からの地域移行・地域定着を支える地域相談支援を推進します。
- 基幹相談支援センター、自立支援会議との連携により、多様な相談機関との相談支援ネットワークを有効に活用して、基本相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援等に円滑につないでいきます。
- 介護保険サービスを利用している人については、地域における継続的な支援の観点から、介護保険サービス利用に係るケアマネジメントと調整のうえで円滑な支援が行われるよう図ります。
- 障がいのある子どもの支援については、障害児支援利用計画と保育所が子どもの指導のために作成する「保育の計画」、幼稚園及び支援教育で作成する「個別の教育支援計画」、さらには雇用や就労支援に関わる関係機関が作成する支援計画との調整を行い、支援の充実を図ります。

④ 相談支援の質の向上

- 相談支援の質の向上を図るため、相談支援専門員等の相談支援従事者のスキルアップ*を基幹相談支援センター、自立支援会議と連携して行います。



2 共生社会の基盤づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営むうえでの様々な障壁を取り払う（バリアフリー）だけにとどまらず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザイン*の考え方のもと、まちづくりを進めなくてはなりません。

このような福祉のまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、障がいのある人の人権を守り、認め合い、理解し合うこころのバリアフリーを進め、福祉のまちづくりが障がいのある人や高齢者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する市民の認識を深めていく必要があります。

また、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要であり、ICT（情報通信技術）等を活用した情報バリアフリー化の推進や意思疎通支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、防災対策では、地域全体だけでなく、避難行動要支援者の視点での対策も喫緊の課題となっており、防犯対策や消費者保護も含め、住民同士で支え合う、安全・安心な地域づくりの推進が重要となっています。

（1）居住の場の確保

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、心身の状況に応じた住環境の整備、充実を図るとともに、親亡き後も安心できる暮らしの確保、施設入所等からの地域移行・地域定着を支えるグループホーム*などの居住の場が確保されることが重要となってきています。

国は、グループホームや障害者支援施設（夜間に施設入所支援を行うとともに、昼間に生活介護、自立訓練*又は就労移行支援を行う施設）の居住支援機能に、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域支援機能を集約し、付加した地域生活支援拠点の整備を図ることを求めています。

本市では、住宅設備等の改造費用に対する助成事業、グループホーム等居住者に対する家賃補助制度、公営住宅のバリアフリー化などを実施してきました。

住宅改修は、自宅での生活を容易にするだけでなく、リハビリテーション効果もあるといわれることから、今後も制度の周知・充実を図る必要があります。また、グループホームへの入居ニーズは高く、今後とも継続して障がい特性に配慮した整備、入居に関する支援が必要になってきています。

アンケートでは、回答者（障がいのある人）の76.2%が「家族・親族・知り合いなどと暮らしている」、11.3%が「ひとりで暮らしている」と答え、「グループホーム（ケアホーム*）で暮らしている」は1.9%でした。今後の暮らし方でも「家族と暮らしたい」が63.8%のほか、「ひとりで暮らしたい」の10.5%に次いで「グループホームで暮らしたい」との回答も5.4%ありました。自由回答やインタビューでは「親亡き後も信頼できる支援者に囲まれ市内で暮らし続けられるとよい」との希望とともに、グループホームの利用に対する経済的負担への不安もあげられています。

今後は、住み慣れた地域で家族と暮らし続ける、親亡き後も信頼できる支援者に囲まれ市内で暮らし続けるという希望を実現できるよう、居住の場の確保と相談支援やサービス提供体制の充実や、地域全体での連携体制をつくっていくことが求められます。

【今後の取り組み】

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域全体で障がいのある人を支えていく体制の構築を進めます。

① グループホームの整備促進・入居支援

- 障がいのある人が地域において安心して自分らしく生活を送ることができる場を確保するため、民間事業者等が本市にグループホームを設置する際の整備費用の一部を補助する制度の創設・運用を図り、グループホーム等の整備を促進します。
- グループホームに居住する人に対して家賃補助制度を実施していきます。
- グループホームに入居する人が安心して生活できるよう、建築基準法、消防法を厳守しながら、防火安全体制の強化を図ります。

■グループホームの整備（施設数）

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
市内施設数（か所）	5	4	4	6	7
身体障がい	0	0	0	0	0
知的障がい	5	4	4	5	6
精神障がい	0	0	0	1	1

※実績及び見込は各年度3月のものです。

■グループホームの家賃等補助金

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
補助対象者（人）	27 (53)	26 (63)	31 (64)	51	67

※市内グループホーム数の増加及び市外グループホーム在住者を見込んでいます。

※（ ）の数字は、体験型利用者を含んでいます。

② 地域生活における居住の支援

- 障がいのある人の生活に配慮した居住空間を拡充するため、バリアフリーに配慮した住宅設備等の改造や日常生活用具の購入に関する費用の一部を助成します。
- 公営住宅のバリアフリー化を図り、利用について周知を図るとともに、障がいのある人向けの優遇措置等を検討します。
- ごみを運び出すことが困難な障がいのある人を対象に、環境クリーンセンターが玄関先まで出向いてごみを引き取るとともに安否の確認を行うふれあい収集事業を継続して実施していきます。
- 重症心身障害*児者等に対する入所施設等を県と連携しながら横須賀・三浦障害保健福祉圏域で確保していきます。

■重度障がい者等住宅設備改造費助成事業

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
助成件数（件）	2	4	2	3	5

■ふれあい収集事業

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
収集件数（世帯）	152	170	170	180	190

③ 地域生活支援拠点機能の確保

- 障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域生活支援拠点に集約される機能を地域における複数の機関が連携して担う面的な体制として横須賀・三浦障害保健福祉圏域で整備していけるよう、県及び近隣市町と連携しながら横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会等での協議を進めます。
- 地域生活支援拠点等の整備に合わせて、相談支援事業所や自立支援会議を中心に、グループホーム、その他の障害福祉サービスを有機的に連携させ、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、入所や自宅からグループホームへの円滑な移行と生活の継続性を実現するケアマネジメントなど、中長期的視点に立った継続的な支援を進めていきます。

(2) アクセシビリティの向上

【現状と課題】

誰もが安心して自分らしく暮らすことができる福祉のまちづくりは、障がいのある人もない人も分け隔てられることがない社会づくりのための基盤として重要であり、市民・事業者・行政のすべてが共通認識のもとに、それぞれの立場で身近なところから取り組み続けることが大切です。そして、段差解消などの物理的な障壁、慣例など社会的な障壁、制度的な障壁、理解不足や差別などの心理的な障壁を取り払う（バリアフリー）だけにとどまらず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインの考え方でまちづくりを進める必要があります。

本市においては、市が設置又は管理する公共施設を整備する際には、逗子市公共施設整備バリアフリー懇話会を開催し、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の趣旨に則り、あらゆる人が公共施設を安全かつ快適に利用できるよう当事者、関係者等の意見を聴取しています。

また、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活や福祉に関する情報提供の充実が必要です。本市においては、広報誌やホームページのほか、「障がい者福祉のしおり」の作成・配付によりサービス等の周知を図っていますが、障害者自立支援法の施行以降、度重なる制度変更もあって十分とはいえない状況です。

アンケートで、福祉関連情報の入手先として最も回答割合が多かったのは「県や市の広報・ガイドブック」ですが、障がいの種別でみると、知的障がいのある人では「福祉関係施設」、「障がい者団体」、精神障がいのある人では「市役所・県保健福祉事務所等」、「病院などの医療機関」の回答割合が高く、障がいの種別によって情報入手先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

ICT（情報通信技術）の進展と普及により視聴覚情報を補う手段が進歩してきていますが、アンケートでは、情報入手に「インターネット」を活用している割合は低く、よく利用している情報通信手段についての回答でも、携帯電話は32.8%、パソコンは23.5%、スマートフォンやタブレットは8.3%と利用率は必ずしも高くありません。また、知的障がいのある人にもわかりやすい情報提供がより必要との意見もありました。行動の制約を伴う障がいのある人にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となることから、今後、インターネット等の利用啓発も含め、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

障がい者の住みよいまちづくり推進事業では、車いすの貸出、視覚障がい及び聴覚障がい用支援機器の窓口設置、発達障がいに関する啓発冊子の配付を進めるなどの取り組みを行ってきました。また、手話通訳者、要約筆記者の設置及び派遣を実施し、意思疎通支援の充実も図っています。

今後とも、障がい者の住みよいまちづくりの継続的な推進が必要であり、また、情報の提供・利用環境においては、障がい特性に配慮した取り組みを一層充実していくことが求められます。

【今後の取り組み】

障がいのある人もない人も分け隔てられないことがない社会づくりのための基盤として、まちや情報のバリアフリー化を推進していきます。

① 公共施設等のバリアフリー化

- 障がいのある人が公共施設を安全かつ快適に利用できるよう、市が設置又は管理する公共施設の整備に際しては、逗子市公共施設整備バリアフリー懇話会による意見聴取を行い、より利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。
- 市道の歩・車道を改修する際には、段差解消などバリアフリー化を推進します。
- 視覚障がい又は高齢者の安全な歩行の助けとなる音響式信号機や高齢者等感応式信号機の設置について、県や警察等と調整を進めます。
- 歩道に放置された自転車や看板などの占有物が、視覚障がいのある人や車いす使用者等の移動を妨げないよう市民に理解と協力を求めていくとともに、関係機関と連携して撤去・管理に努めます。
- イベント開催時も、障がいのある人に配慮した会場設営を行います。

■逗子市公共施設整備バリアフリー懇話会（障がい者の住みよいまちづくり推進事業）

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
開催回数（回）	2	0	0	3	3

■音響式・高齢者等感応式信号機の設置

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
新規設置数（か所）	0	0	0	1	1

② 移動交通手段の充実

- バスや鉄道などの公共交通機関の施設については、バリアフリー新法に基づき利用者の利便性が確保されるように、バリアフリー化の促進を企業に要請します。
- 公共交通機関の利用が困難な重度障がい者や寝たきり高齢者等の移送手段を確保し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、車いす及びストレッチャーにも対応可能なハンディキャブ*運行事業を逗子市社会福祉協議会へ委託しています。今後も継続して外出支援に努めます。
- 地域生活支援事業の移動支援事業において、マンツーマンによる障がいのある人の外出の支援を行うほか、安全に配慮しながら小グループに対してもヘルパー派遣を行うなどの充実を図ります。
- 障がい者の住みよいまちづくり推進事業の一環として、車いすを一時的に必要とする人に対する貸出しを行います。

■ハンディキャブ運行*事業

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
運行件数（件）	260	288	282	300	320
医療機関	206	251	247	255	270
施設関係	44	19	24	30	30
その他	10	18	11	15	20
実利用者数（人）	37	40	35	40	40

■車いすの貸出し

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
貸出台数（台）	66	57	45	50	50

③ 情報アクセシビリティ*の向上

- 各種のサービス情報や施設情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関連する様々な情報については、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報誌、「声の広報ずし」等の発行、市ホームページにおける音声読み上げや拡大文字等を活用した情報提供の更なる充実など、行政情報へのアクセシビリティの向上に努めます。
- 障がいのある人に対する各種サービスの内容や利用条件、利用手続き等を紹介した「障がい者福祉のしおり」については、必要に応じて内容の見直しを行い、誰もが分かりやすい内容に努めながら、ホームページへの掲載、障害者手帳交付時等の配付を継続します。
- 日常生活用具給付事業において、障がい者用パソコン周辺機器、点字ディスプレイ等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。
- 公共施設における音声対応、点字、絵文字、カラーバリアフリーなどによるわかりやすい案内を推進します。
- 公共施設では、筆談器や拡大読書器などの情報支援機器を設置するほか、職員の意識啓発を図り、人的な対応力の強化に努めます。
- 引き続き手話通訳者、要約筆記者の設置及び派遣を実施し、窓口対応や会議、市主催のイベント、教室等における意思疎通支援の充実を図ります。また、今後も手話通訳者や要約筆記者を養成する講座を開催し、意思疎通支援の体制を充実していきます。

■「声の広報ずし」の制作

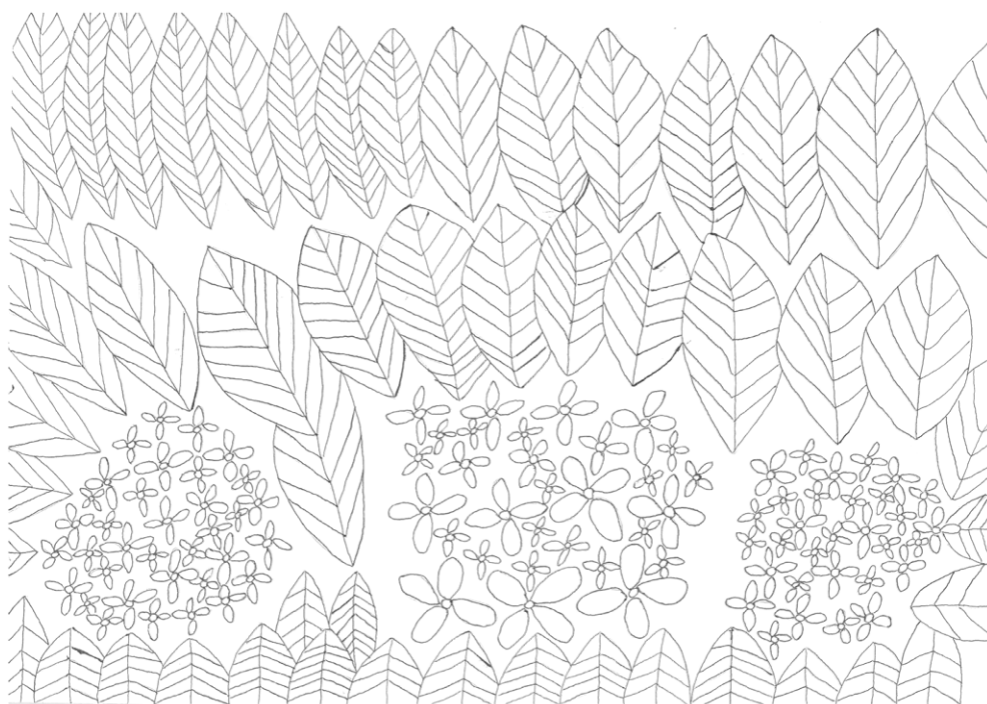
年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
発行回数（回）	16	14	14	14	14

■「議会報」の制作

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
発行回数（回）	5	4	4	4	4

④ バリアフリー化に関する意識づくりと情報提供の実施

- 建設関係団体及び事業者、民間の商工業者などへのバリアフリー化に関する一層の周知、情報提供を進め、店舗、住宅などのバリアフリー化を進めます。
- 関係機関等と連携して、障がいのある人が利用できる施設等であることを示す国際シンボルマークの周知、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に関わる技術情報や優良事例の紹介など、バリアフリー化の促進に役立つ情報提供に努めます。



(3) こころのバリアフリーの促進

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域での安心できる生活を継続していくためには、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、障がいのある・なしに関わらず、地域において誰もが同じように暮らせる、共生することを妨げられないこと、日常生活又は社会生活を営むうえでの様々な障壁を取り払う（バリアフリー）ことが重要となります。

周囲の理解と地域における交流は、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らしていくための最も重要な基盤の一つであり、市民・地域の力が不可欠といえます。

本市は、ノーマライゼーションとリハビリテーションの基本理念のもと、こころのバリアフリーの推進を重視してきました。具体的には、障がいのある人の作品を展示する「ふれあい作品展」の開催、障がいのある人、その家族を含む地域における自発的な取り組み、研修、啓発を支援する理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業の実施、逗子市社会福祉協議会と学校の連携による福祉教育の推進などに取り組んできました。

アンケートでは、最近5年程度でこころのバリアフリーが推進されていると考える人の割合が約60%となっており、市民の多くが「障がいは他人事ではない」と感じていることがわかりました。同時に、地域や職場における障がいや障がいのある人への理解は不十分と感じており、子どもの頃からの福祉教育が重要といった意見もみられます。障がいのある人やその家族、事業所のスタッフも地域との関係づくりは重要と考えていますが、地域への参加や交流は十分に行われているとはいえません。

また、障がいのある人に近所に頼りたいこと、障がいのない人に日頃の生活の中でできることについてたずねたところ、相互に緊急連絡、安否確認・見守り、話し相手などで頼りたい・できるという意向を持っていることがわかりました。

日常生活や様々な社会参加の場で、障がいのある・なしに関わらず互いに認め合い、理解を深め、支え合っていくことが求められています。そのためには、学校や地域の中で、幼い頃から共に学び、遊び、一緒に過ごすことにより、支え合いの意識を育むことができる環境を充実させていくことが必要です。

【今後の取り組み】

共生社会の基礎として、障がい及び障がいのある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーの推進により、支え合う地域づくりを進めます。

① 障がいや障がいのある人に対する意識づくり

○市職員等に対する障がい福祉に関する理解を促進し、窓口等における配慮の徹底を図ります。

○今後も、各学校で実施されているインクルーシブ教育や福祉教育等の取り組みのほか、ふれあいスクールや放課後児童クラブ等、障がいのある・なしで分け隔てられることなく共に過ごす環境により、子どもの頃から障がいや障がいのある人への理解について学び、自然に支え合いの意識を育むことができる機会を充実していきます。

○多くの市民が障がいや障がいのある人への理解を深め、地域が抱える問題や人権、福祉について学べるよう、理解促進研修・啓発事業を継続・充実していきます。

■理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
実施団体数	—	—	—	4	5

※平成 26 年度に心身障がい者（児）福祉団体助成事業から移行しました。

② 交流・ふれあい活動の推進

○障がいのある人と交流できる機会を関係機関や地域と連携して拡充するとともに、学校等における交流活動の充実を図ります。

○障がい者の住みよいまちづくり事業の一環として、障害者週間に障がいのある人の作品を展示し、市民の理解を深めるとともに交流を促進します。

○家庭・地域・職場など市民に身近な生活の中で交流の機会が得られるよう、理解促進研修・啓発事業を継続して実施します。

○民生委員・児童委員や地域の協力を得ながら、障がいのある人の市民との交流機会、地域活動への参加機会が充実していくよう図ります。

■ふれあい作品展

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
参加者数（人）	103	142	97	130	150

③ 地域での支え合い活動の促進

○自発的活動支援事業により、点訳、録音ボランティア活動を支援します。

○逗子市社会福祉協議会や地域と連携して、障がいのある人や高齢者が頼りたいことと市民ができることをつなぐ支援体制づくりとして、地域安心生活サポート事業の推進を図ります。

(4) 差別の解消・虐待の防止と権利擁護の推進

【現状と課題】

障害者権利条約（日本は平成 26 年批准）の締結に先立ち、改正障害者基本法（平成 23 年 8 月施行）に障がいや障がいを理由に差別されることのない社会をめざすことが明文化されました。国の障害者基本計画（平成 25 年 9 月策定）によれば、今後、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される基本方針、対応要領及び対応指針を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織化の促進等に取り組むこととされています。本市においても国の動向を見ながら、同法がめざす障がいを理由とする差別解消を推進する必要があります。

本市では、障がいや障がいのある人に対する無理解を解消するため、広報ずし、啓発用ポスター等各種広報媒体や、障害者週間に開催しているふれあい作品展、理解促進研修・啓発事業等を通じて、障がいや障がいのある人への理解のための啓発・広報活動を行ってきました。

アンケートでは、地域や職場などで差別の解消は不十分と考えている市民が多く、障がいに関する理解に必要な情報の不足、障がいのある人が活躍できる職場やまちの環境整備が不十分といったことが主な理由であると考えられていることがわかりました。

今後、障がいのある人の社会参加を進めていくためには、あらゆる場面での差別がなくなるよう、様々な広報媒体や事業により幅広い啓発・広報活動を継続的に行い、正しい理解や認識を広めていく必要があります。

障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月）の施行に伴い、行政、市民、使用者、保健、医療、福祉等関係者における虐待防止に対する責務が明確となり、本市においても障がい福祉課が障害者虐待防止センター*の機能を担っています。今後も、家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

本市では、神奈川県障害者権利擁護センターや周辺市町と連携しながら相談・通報等の受付、対応、保護、指導等の対策を行っています。

アンケートでは、「障害者虐待防止法」については 66.3%が「知らなかった」と答えしており、障害者虐待に関する理解の啓発、通報義務の周知等、虐待を未然に防ぐための取り組みが大きな課題といえます。

今後は、障がいを理由とする差別や障がいのある人への虐待、人権侵害をなくすことの重要性を周知するとともに、逗子市社会福祉協議会、事業者、障がい者団体、地域による緊密な連携のもとに、市民の理解と参加・協力を得ながら、地域全体で障がいのある人の権利を守り、差別や虐待をなくしていくための方策を強化していくことが求められます。また、財産管理や生活上の様々な権利侵害から障がいのある人を守る取り組みも必要です。

本市においては、かながわ権利擁護相談センターや逗子市社会福祉協議会の逗子あんしんセンターと連携して福祉サービス利用、日常的な金銭管理等を支援するとともに、財産の管理支援については成年後見制度利用支援事業を実施して障がいのある人の権利擁護の体制づくりを支援していますが、認知度がまだ低く利用者も少ない状況にあります。

親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理の支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともにひとり暮らしがさらに増加していくことや、入所施設や病院等からの地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護に関わる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークづくりに取り組むことが必要です。

【今後の取り組み】

すべての市民が、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、あらゆる場面での障がいを理由とする差別がなくなるよう取り組むとともに、障がいのある人の権利を守り、虐待をなくしていくための取り組みを強化します。

① 障がいを理由とする差別の解消

- 広報誌やホームページを利用した広報・啓発活動を継続的に行うとともに、国や県などのパンフレット等を有効に活用するなど、さらに広報・啓発活動に努めます。
- 精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がい、内部障がいなど、一般に理解の進んでいない障がいへの理解の促進を図ります。
- 障がいのある・なしに関わらず、すべての人の人権が守られる社会づくりをめざし、逗子市人権擁護委員会や関係機関等とも連携して、人権意識の普及に努めます。
- 「障害者週間」「人権週間」等を中心に、障がいのある人の権利擁護の取り組みを推進します。
- 障害者差別解消法の施行に向け、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動等に取り組めます。施行後は、同法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- 改正障害者雇用促進法*（平成28年4月施行）に基づき、障がいのある従業者に対する合理的配慮*など、働く場での障がいを理由とする差別の解消を推進します。

② 虐待の防止

- 障害者虐待防止法についての広報・啓発活動を継続的に行い、虐待の防止に努めるとともに、市民には虐待について通報の義務があることを周知します。
- 障害者虐待防止センターは、関係機関からなるネットワークの活用、虐待の未然防止、虐待への迅速な対応、緊急時の居室確保などに取り組むとともに、再発防止等にも取り組めます。

- 高齢者虐待防止法や児童虐待防止法、配偶者暴力防止法などの取り組みとも連携しながら、障がいのある人への虐待の防止及び支援体制の確保に努めます。
- 障害福祉サービス事業者が、利用者の人権擁護、虐待防止等の体制整備や従業者に対する研修を行うために必要な支援をします。

③ 権利擁護の推進

- 基幹相談支援センターを中心に関係機関等と連携して、障害福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの権利擁護が適切に行われるよう支援します。
- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、かながわ成年後見推進センター、逗子市社会福祉協議会の逗子あんしんセンター、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度利用支援等の業務を適正に行うことができる人材の育成を行い、障がいのある人の権利擁護を図るための基盤づくりを進めます。
- 逗子市社会福祉協議会の法人後見事業や市民後見人の育成等について、逗子市社会福祉協議会と連携し、制度への理解を促進する取り組みを進めます。

■逗子あんしんセンター（高齢者を含む）※本表については実績のみの掲載とします。

年度（平成）	実績		
	H23	H24	H25
契約件数（件）	43	48	48
金銭管理	32	36	36
財産管理	11	12	12

■成年後見制度利用支援事業

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
利用者数（人）	0	1	0	1	1

④ 選挙等における配慮

- 選挙の際は、点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。
- 投票所のバリアフリー化等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等に取り組みます。
- 司法手続き等においても、障がいのある人の意思疎通等に関して適切な配慮が行われるよう働きかけます。

(5) 暮らしの安全と安心

【現状と課題】

障がいのある・なしに関わらず、地震・津波等の災害への危機感、防犯対策や消費者被害の防止などへの意識が高まっています。合わせて、障がいのある人や介助者の高齢化、重度の障がいがある人の増加が進みつつある中では、緊急時の連絡や安否確認、日ごろの見守りや話し相手など、住民同士で安全と安心を守り合う地域の中での自助・互助の重要性に対する認識も高まっています。

本市では、災害対策については、逗子市避難行動要支援者避難支援計画*を策定し、支援が必要な人の避難支援の体制づくりを進めるとともに、福祉避難所を指定するなど、災害時の対応を進めています。

また、地域安心安全情報共有システムにより、登録した人には防災、防犯などに関する情報を直接市役所から携帯電話やパソコンにメール配信するなど、情報伝達方法の整備を進めています。

アンケートでは、障がいのある人もない人も過半数が災害時要援護者支援制度を「知らない」と答えています。この制度への関心は極めて高く、登録したい、支援者としての登録を考えたいという人も少なくないことがわかりました。インタビューでは、防災無線が聞き取りにくい、災害状況や避難情報などが得にくい、重度の障がいがある子どもと被災した場合どうしたらいいかわからない、日ごろから声をかけあう関係づくりが大切など、多くのニーズや課題があげられています。

さらに、障がい特性に応じた避難所の確保、医療ケア体制の確保なども重要な課題としてあげられています。

災害対策については、引き続き逗子市避難行動要支援者避難支援計画の周知と利用促進を図り、支援を必要とする人一人ひとりの個別支援プランの作成を地域の中で進めていきます。そのためには、障がいのある人も積極的に防災訓練・避難訓練、情報伝達訓練などに参加し、要支援者、支援者がお互いに理解を深めることが重要です。

日ごろの暮らしの安全については、犯罪や交通事故に遭わない・起こさない地域づくりに一層力を入れる必要があり、防災・防犯を通じ、地域の中で顔の見える関係をつくっていくことが求められています。

【今後の取り組み】

関係機関や地域住民との連携による防災対策を進めるとともに、犯罪や交通事故などに巻き込まれないよう、障がいのある人もない人も安全・安心な地域づくりを行います。

① 災害時支援体制の確保

- 逗子市避難行動要支援者避難支援計画の周知と利用促進を図り、支援を必要とする人一人ひとりの個別支援プランの作成を地域の中で進めていきます。
- 障害福祉サービス事業者、医療機関などとの連携により、障がい特性に応じた避難所の確保、医療ケア体制の確保に努めます。
- 民間の福祉施設、障がいのある子どもが通う学校等の防災設備、防災対策の充実を図るとともに、地域においても自力避難が困難な人に対応した安全な避難路・避難方法を検討し、避難路、避難所・避難施設等の情報の周知を進めます。
- 聴覚障がいなどの障がい特性や地域の状況などに配慮して、災害状況や避難勧告・避難指示等の情報が確実に届く仕組みをつくります。
- 地域、関係機関と連携して、障がいのある人も参加する防災訓練・避難訓練、情報伝達訓練などの実施等を促進していきます。

■福祉避難所

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
施設数（か所）	2	2	2	3	3

② 日頃の安全の確保

- けがや病気などの緊急時に、言語、聴覚に障がいのある人などが通報しやすいよう、ファックスやメールによる緊急通報について、その利用の促進を図るとともに、状況に応じた迅速・適切な支援を行います。
- 消費者保護については、消費生活相談とともに、パンフレットやホームページなどを活用した情報提供により、障がいのある人にわかりやすい内容や方法での被害の防止に努めます。

3 障がいのある子どもの支援体制の充実

障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域で安心した生活を保てるようにするため、児童福祉法に規定する児童（0歳～18歳）を対象とする療育推進事業の本市における中核的な支援施設として設置する（仮称）こども発達支援センターを中心に、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが現在及び将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活が営めるように、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行います。

（1）（仮称）こども発達支援センターを中心とする療育等の充実

【現状と課題】

身体障がいや知的障がいに加え、近年、高機能自閉症*や注意欠陥／多動性障がい（AD／HD*）などの発達障がい又は発達に心配のある子どもが顕在化してきました。

こうした子どもへの支援には、これまでとは異なる新たな考察や手法・体制が求められてきており、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域で真に安心して自分らしい生活を営んでいけるよう、支援体制の充実が求められています。

支援につながる過程は、子どもの障がいや特性に対する保護者の気づきや受容時期に大きく左右され、また子どもの特性に対する理解の難しさから育てにくさを訴える家庭も見受けられます。そのため、支援を必要としている子どもの状況を把握し、必要な支援を早期から進めていくことはもとより、保護者が障がいや発達の遅れを理解し受け入れ易くするための配慮に力を入れていく必要があります。

現在の本市の療育は就学前までの乳幼児を対象としていますが、子育て相談、療育相談、相談支援事業所など保護者がどこに相談すればよいのかわかりづらいことから、相談・支援の窓口をわかりやすくし、また、相談、指導などにあたる専門的知識を有する人材の確保と養成に力を入れ、支援を必要としている子どもや保護者が安心できるようにするとともに、保護者のニーズを的確にとらえ必要な支援につなげられるよう、（仮称）こども発達支援センターを中心に相談・支援体制を整備する必要があります。

また、保育所・幼稚園だけでなく小・中学校も含めた支援者の支援に力を入れ、市全体として専門的な支援が可能な人材の育成が求められています。

（仮称）こども発達支援センターを中心に、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域生活を送るうえでの困難を軽減し、安心して地域で生活できる環境にするため、障がいについての地域社会の理解を深めるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう家庭、保育所・幼稚園や小・中学校と療育の連携に力を入れ、地域関係機関との連携を深めるなど療育推進事業の充実を図っていく必要があります。

【今後の取り組み】

(仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画に基づき、(仮称)こども発達支援センターを療育推進事業の拠点として、教育研究所と機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援体制を構築します。

① 障がいの早期発見・対応の充実

○0歳から18歳までの子どもの発達に関する相談を幅広くワンストップで受け付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じる、相談しやすく、相談内容を解決できる体制をつくとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。

○母子保健との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階からも子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境をつくりま

■療育相談

年度(平成)	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
相談件数(件)	2,396	2,902	3,848	5,500	6,000
心理相談	893	811	1,055	1,500	1,700
言語相談	540	679	678	1,000	1,000
その他	963	1,412	2,115	3,000	3,300

※(仮称)こども発達支援センターの開設にあたり相談件数の増加を見込んでいます。

② ライフステージに応じた継続的な支援

○乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、一貫したサービスの提供を実現します。

○ライフステージや障がい特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、講座や勉強会などを行います。

○保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、就学前後に必要となる調整や就学後の支援体制の充実を図るとともに、(仮称)こども発達支援センターが療育専門機関として専門的なスーパーバイズ機能により支援教育をサポートします。

○障がいのある・なしによって分け隔てられることなく、同じ場で共に学ぶことができるようインクルーシブ教育システムを構築します。

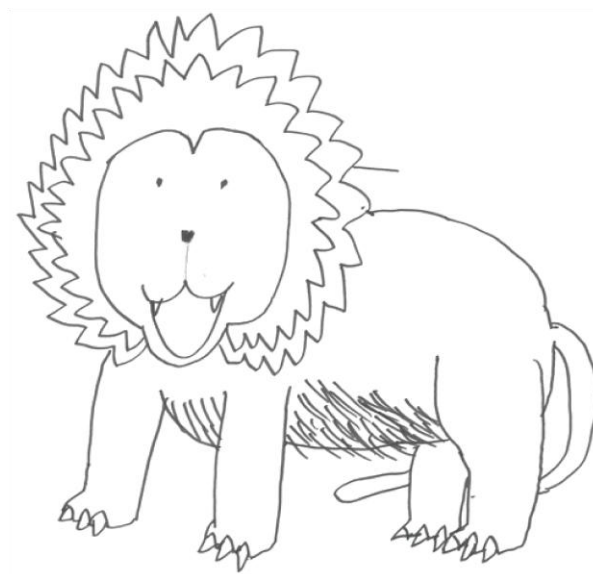
③ 子育て支援に係る施策との連携

○子ども・子育て支援制度と連携し、子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てができるよう相談しやすい体制を整備します。

- 子どもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するためにスーパーバイズ機能や巡回相談により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関の支援をさらに充実させます。
- 鎌倉保健福祉事務所の協力により行っている、心身障がい児通園事業を利用している児童への歯科医師による検診と、保護者への歯科衛生士によるブラッシング指導を継続して実施していきます。

④ 家族支援の充実

- 一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせ専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、家庭での養育を支援するなど、より充実した療育体制をつくります。
- 保護者及びきょうだい（兄弟姉妹）を含めた家族への支援、メンタルサポートなど総合的な支援を行います。
- 市民向け勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。
- 家族のレスパイト*や子どもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。（P. 65 参照）



4 社会参加の促進

障がいのある人が基本的人権を有する社会の一員として、あらゆる分野の活動において参加・参画する機会が確保され、それぞれの能力を発揮できるよう、就労や文化・スポーツ活動に必要な支援を充実します。

(1) 雇用・就労の促進

【現状と課題】

障がいのある人が、適性と能力に応じた職業に就き、経済活動に参加することは、生きがいのある豊かな生活を送るうえで大変重要であり、社会にとっても有益なことです。

また、障がいがあっても働くことを希望している人の誰もが、その適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。

そのためには、能力や障がいの特性・状況に応じて、一般就労はもちろん、福祉的就労*を促進するなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

特に、障害者雇用促進法の改正などにより障がいのある人の就労支援が拡充され、一般就労への移行を進める動きが活発化しています。

本市では、一般就労の促進に対する支援として、知的障がい者等雇用報償金により雇用主への補助を行うほか、市内の就労継続支援・就労移行支援事業所を中心に就労等支援事業を実施し、職場開拓や職場実習時の支援等を行うほか、一般就労後、定着するまでのアフターフォローを行い、離職させない（障害福祉サービスの利用に戻らない）ための支援を行っています。また、一般就労を目標とする就労継続支援・就労移行支援事業所の通所体験事業を行うなど段階的な支援体制の充実を図っています。

平成 25 年度からは障害者優先調達推進法に基づき、本市の障害者就労施設等からの物品の調達方針を毎年度定めて、障害者就労施設等への発注機会の増大に努めています。

アンケートでは、障がいのある 18～49 歳の人の約半数が「現在仕事をしている」と答え、一般就労（正社員）、一般就労（パート・アルバイト）、自営業・在宅就労、福祉的就労の順で多くなっています。仕事をするうえでの悩みとしては「収入が少ない」「職場の人間関係がむずかしい」「障がいを理解してもらえない」などがあげられています。若い人たちの就労意向は高く、就労の促進のみならず、就労中の人に対する支援や配慮が必要であることがうかがわれます。

特別支援学校からの就職や、福祉施設から一般就労への移行をめぐる環境は依然厳しく、就職後の職場定着にも課題が残ります。また、福祉的就労の場を必要としている方も多く、一人ひとりの適性に応じた就労支援がますます重要となっています。

今後、障がいのある人が安心して、生きがいをもって働いていくことのできる社会をつくっていくためには、就労支援、教育、相談支援等に関わる機関、企業等が連携を強め、様々な制度等を活用しながら、障がいのある人と就労を受け入れる企業や事業所の支援を一層充実していく必要があります。

また、職場環境のバリアフリー化や健康を支える体制を充実していくとともに、雇用主や従業者の障がいに関する理解を深めるため、こころのバリアフリーを推進していく必要があります。一人ひとりの能力や希望に応じた多様な仕事を確保するうえでは、より広い業種における障がい者雇用の拡充、柔軟な働き方の促進、福祉的就労における仕事開拓と収入の確保など、市民の理解と協力も含め、地域全体で障がいのある人の雇用・就労を促進する必要があります。

【今後の取り組み】

障がいのある人一人ひとりの能力や障がいの特性・状況に応じた就労ができるよう、きめ細やかな支援体制を充実し、一般就労への移行支援、雇用の促進、就労の定着支援に努めるとともに、福祉的就労も含め、多様な働き方ができる環境づくりを進め、就労機会の拡大を図ります。

① 総合的な就労支援体制の充実

- 自立支援会議及び基幹相談支援センターを中心に、特別支援学校、障害者就労施設、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター*、商工会等との関係機関のネットワークを強化します。
- 障がいの特性や状況等に応じて、就労先や就労の形態を選ぶことができるよう、就労支援機関や商工会等と連携して就労可能な事業所や仕事内容の拡充に努めます。
- 障がいのある人が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、基幹相談支援センター等による事業者への理解促進及び啓発に努めます。
- 障がいのある人の就労意識とともに、家族の理解と後押しが促されるよう、障がいのある人とその家族への意識の向上を図ります。
- 市役所や民間における障害者就労施設等からの優先調達の推進、障がいのある人が関わって製造・販売する商品の開発・PR等の推進など、仕事の確保と収入の向上を促進します。

■相談支援事業【再掲 第4章1(1)①】

■就労等支援事業（就労等基盤整備促進事業）

年度（平成）	実績		見込	
	H24	H25	H29	H32
実施事業所数（か所）	1	1	1	1
対象者数（人）	3	4	4	4

■就労等支援事業（通所体験事業）

年度（平成）	実績	見込	
	H25	H29	H32
実施事業所数（か所）	3	6	7
対象者数（人）	6	15	18

■就労移行支援

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量（人日）	177	185	145	148	160	173	197
実利用者数（人）	9	13	8	9	10	11	13

※実績及び見込は各年度3月のものです。

■就労継続支援A型・B型

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量（人日）	1,085	1,154	1,293	1,296	1,338	1,430	1,528
就労継続支援A型	241	267	323	360	378	396	414
就労継続支援B型	844	887	970	1,038	1,045	1,108	1,174
実利用者数（人）	68	79	78	80	85	91	97
就労継続支援A型	12	18	16	20	21	22	23
就労継続支援B型	56	61	62	66	70	74	78

※実績及び見込は各年度3月のものです。

■就労支援に関する意見交換会の開催（自立支援会議専門会議の開催等）

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
開催回数（回）	2	2	2	2	2

■障害者優先調達推進法に基づく調達

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
発注額	—	—	366万円	750万円	800万円

② 雇用の促進

- 就労支援機関、商工会等と協力し、障がいのある人の雇用に関わる各種支援制度等の広報や活用支援に努めます。
- 就労系の障害福祉サービス事業所等、ジョブコーチ*、障害者就業・生活支援センター・障害者しごとサポーターと連携して福祉的就労から一般就労に向けた職場開拓や職場実習時の支援等を行うほか、一般就労後、定着するまでのアフターフォローを行います。
- 一般就労を目標として、障がいのある人（特別支援学校卒業予定者を含む。）の就労継続支援・就労移行支援事業所の通所体験事業により、個々の特性等に配慮した段階的な就労支援を行います。
- ハローワーク、商工会、基幹相談支援センター等と連携し、知的障がい者等雇用報償金や事業者への各種助成制度についての情報を提供し、それを活用した就労の場の拡充を図るとともに、障害者トライアル雇用等を推進します。

- 障がいのある人の就労の定着（雇用の継続）に向け、ジョブコーチ支援制度活用の促進、就職後の相談対応、従業者同士の円滑な関係づくりへのアドバイスなど、事業者向けの情報提供や相談支援等を行っていきます。
- 短時間勤務やフレックスタイム制、在宅勤務など、障がいのある人の状況に応じた柔軟な働き方ができるよう、また、職場のバリアフリー化や通勤支援なども含め事業者への理解を求め、就労環境の整備を図ります。
- 発達障がい、高次脳機能障がい、うつ病、難病等の障がい等の特性に応じた就労支援を行うため、相談支援事業所や関係する専門機関等との連携を図ります。

■知的障がい者等雇用報償金

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
対象事業所数（か所）	18	17	16	19	22
市内	7	7	7	8	9
市外	11	10	9	11	13
対象者数（人）	28	28	27	29	31
知的障がい者	20	20	21	22	23
精神障がい者	8	8	6	7	8

③ 多様な就労機会の確保

- 福祉的就労についても、障がいのある人の特性や希望に合った仕事や働き方の拡充など、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、就労系の障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等による就労支援の取り組みを強化します。
- 就労継続支援 A 型事業所における賃金を保障するため、知的障がい者等雇用報償金の活用を促進します。
- 就労継続支援 B 型事業所等における工賃の向上を促すため、事業所の経営力強化に向けた支援を推進します。
- 福祉ショップの利用促進、地域活動支援センターで障がいのある人が関わって製造されている商品の販売が促進されるよう、商工会等と連携してマーケティング（PR や販路開拓、共同販売等）を行います。
- 事業所の経営安定、収入確保に向けては、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品購入や事業委託等の優先購入（調達）を推進します。
- 公共施設における就労の場の確保、在宅就労、NPO*等への就業など、民間の団体等とも連携し、多様な働き方の普及を促進します。

(2) 経済的支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人とその家族の生活の質を維持することは重要なことであり、地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。

所得保障の基本となる障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各種手当は、障がいのある人やその家族の生活を保障するうえで大きな役割を果たしています。

アンケートでは、主な収入として自分の収入（給与・賃金）をあげた人が14.5%と前回調査（平成18年）の24.4%より低下し、年金を主な収入源とする人が増えています。自由回答やインタビューでは、障害福祉サービス等の利用にかかる経済的負担の苦しさや将来の負担増に対する不安を感じている人が少なくないことがわかり、経済的支援の必要性を裏付ける結果となっています。

このほかにも経済的支援の充実のために、重度障がい者医療費の助成をはじめ、税の減免・控除、バス・JR・航空運賃及び有料道路の割引、公共料金や公共施設の利用料の減免など、障がいの種別や程度、年齢などによって利用できる制度があり、今後も充実を図る必要があります。

【今後の取り組み】

経済的支援にかかる事業を引き続き実施するとともに、広報誌やホームページ等を通じて制度の周知に努めます。

① 各種手当の支給

○重度の障がいのある人や子どもの生活の向上と福祉の増進を図るため、「重度心身障がい者手当」「心身障がい児手当」を支給します。

○重度の障がいがあり日常生活において常時特別な介助を必要とする20歳以上の人に「特別障害者手当」、20歳未満の人に「障害児福祉手当」を支給します。

■ 重度心身障がい者手当・心身障がい児手当の支給

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
支給対象者数（人）	1,461	1,425	1,464	水準維持	
身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定	973	946	952		
身体障害者手帳3級	216	216	225		
児童（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定）	51	41	42		
精神障害者保健福祉手帳1・2級	57	52	56		
精神障害者保健福祉手帳2級	164	170	189		

■特別障害者手当・障害児福祉手当の支給

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
特別障害者手当（人）	30	31	31	水準維持	
障害児福祉手当（人）	17	15	18		
経過的福祉手当（人）	3	3	3		

② 各種医療費の助成等

○重度の障がいのある人や子どもの健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分を助成するほか、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）による医療費の助成をします。

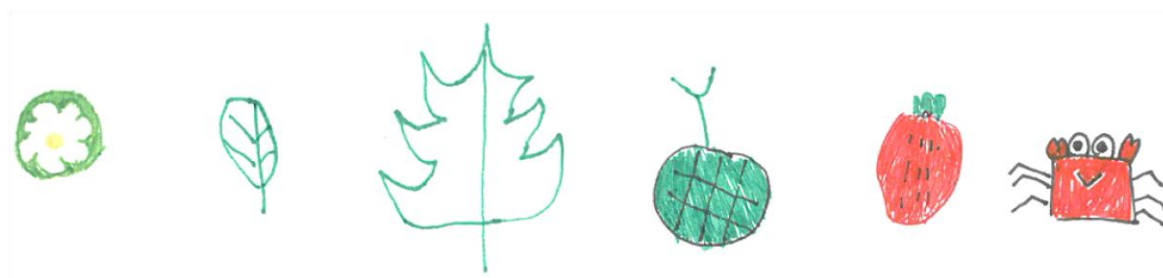
■重度障がい者医療費の助成

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
対象者数（人）	1,011	1,074	1,100	水準維持	
身体障害者手帳1・2級	914	942	954		
療育手帳A判定	97	99	104		
精神障害保健福祉手帳1級	—	33	42		

※平成27年10月から年齢制限を導入する予定です。

■自立支援医療費の給付（精神通院・更生医療・育成医療）

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
精神通院（人）	652	674	686	水準維持	
更生医療（人）	14	14	14		
育成医療（人）	7	4	4		



(3) 地域活動、文化・スポーツ活動等への参加

【現状と課題】

障がいのある人が文化及びスポーツ・レクリエーション活動などに参加することは、社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送るうえで大変重要なことです。また、健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域で障がいのある人への理解を得る機会としても大変有益です。

本市では、障がい者ふれあい作品展の開催や障害者スポーツ大会への参加をサポートするほか、障がいのある・なしに関わらず参加できる様々な活動を推進するとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めています。

アンケートでは仕事以外の活動への参加状況をたずねたところ、「特に参加していない」が55.8%と多く、「趣味・文化・スポーツ活動」が16.6%であるほかは、「障がい者団体の活動」5.6%、「社会貢献・ボランティア活動」4.6%、「地域の自治会・子ども会・老人クラブ等の活動」4.5%といずれも参加が限られていることがわかりました。

一方、インタビューでは、障がいがあっても自分にできる社会貢献をしている（したい）という人が少なくないことがわかりました。

今後は、障がいのある人や子どもたちが、地域活動、文化及びスポーツ・レクリエーション活動などを通じた生きがいのある豊かな生活を送れるよう、環境づくりを一層積極的に進めていくことが求められます。

【今後の取り組み】

各種活動の広報に加え、地域活動、文化・スポーツ活動に参加できるようなハード・ソフト両面での配慮が必要であり、障がいのある人もない人もだれもが参加できるような環境を整えます。

① 文化・スポーツ活動等の振興

- 「(仮称) ずし生涯学習活動推進プラン」に基づき、様々な学習機会の提供と、指導者の確保、養成及び資質の向上等を推進するとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを行います。
- インターネットによる図書館蔵書情報の提供を行うとともに、録音図書、大活字本や点字図書の充実、拡大読書器の設置、来館が困難な人のための郵送貸出サービスを継続して行います。
- 「逗子市スポーツ推進計画」に基づき、様々なスポーツ・レクリエーションなどの機会の提供と、指導者の確保、養成及び資質の向上等を推進するとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを行います。
- 「逗子市文化振興基本計画」に基づき、様々な文化芸術活動などの機会の提供と障がいのある人が参加しやすい環境づくりを行います。

② 地域活動等への参加の促進

- 障がいのある人が自治会・町内会活動などの地域活動、NPO・ボランティア活動など社会貢献活動に参加できるよう、公共施設や地域の集会施設などのバリアフリー化を進めるとともに、自治会・町内会、逗子市社会福祉協議会や障がい者団体、などと連携して参加しやすい環境づくりを行います。

③ 障がい者団体への支援

- 障がいのある人同士が共に悩みを話し合い、様々な活動に取り組んでいくために必要な支援を行います。
- 市内に在住する障がいのある人や子どもの団体が行う、様々な活動への支援を行います。
- 障がいのある人や子どもが社会での見聞を広げるための視察費用の補助を行います。

■心身障がい者（児）福祉団体助成事業

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
対象団体数（件）	8	8	8	4	4

※平成26年度から補助金の見直しにより、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業に移行しました。

■社会参加活動の支援

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
参加者数（人）	16	10	27	30	—

※平成21年3月に設置した「逗子市障がい者（児）団体等支援基金」による補助のため、平成31年度で終了予定です。



5 障害福祉サービス等の充実【障がい福祉計画】

一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心して健やかな生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図り、有効なサービスの提供を図ります。障がいのある人の高齢化・重度化が進む中、介助する家族への支援も充実したものとなるよう努めます。

障がいのある人が安心してサービスの提供を受けるためには、サービスの「量」だけではなく「質」の確保も今後重要になってきます。

このため、相談支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業について、従事する職員の質の向上や自立支援会議を通じての事業評価等を通じ、より質の高いサービス提供体制の構築に努めます。

平成 29 年度における数値目標

障がい福祉計画（～平成 29 年度）

国の指針及び県の留意点を踏まえ、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援等を計画的に進めるため、平成 29 年度を目標年度に数値目標を次のとおり設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

○地域の実情を踏まえ平成 25 年度末の施設入所者の 9 %以上が地域生活に移行し、入所者数が 4 %以上削減することを目標とします。

項目		数値	備考
施設入所者数	①平成 25 年度末 【実績】	22 人	市外 22 施設
	②平成 29 年度末 【目標】	21 人	
増減見込	③新たな入所者 【見込】	1 人	
	④地域生活への移行者 【目標】	2 人	
移行割合	④／①×100 【目標】	9.1%	
削減割合	(①-②)／①×100 【目標】	4.5%	

② 一般就労への移行者数

○平成 29 年度中に福祉施設利用者のうち一般就労への移行者が、平成 24 年度実績の 2 倍以上になることを目標とします。

項目	数値	備考
①平成 24 年度の一般就労移行者 【実績】	2 人	
②平成 29 年度の一般就労移行者 【目標】	4 人	
(②／①) ×100	200%	

③ 就労移行支援事業の利用者数

○平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者が、平成 25 年度末の実績の 6 割以上増加することを目標とします。

項目	数値	備考
①平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数 【実績】	8 人	
②平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数 【目標】	13 人	
(②/①) × 100	162.5%	

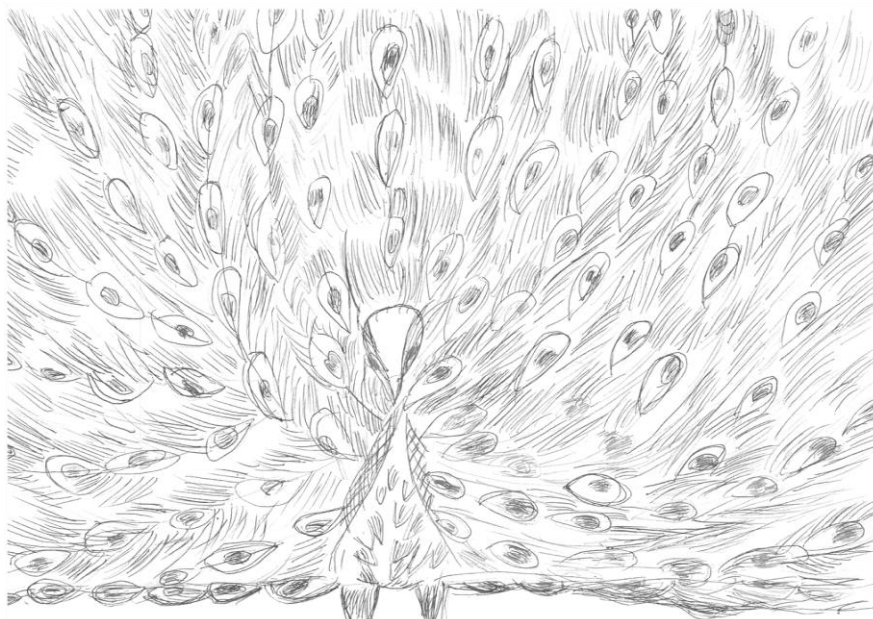
④ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

○市内の就労移行支援事業所における就労移行率を 3 割以上とすることを目標とします。

項目	数値	備考
平成 25 年度の就労移行率 30%以上の事業所割合 【実績】	0%	市内の就労移行支援事業所
平成 29 年度の就労移行率 30%以上の事業所割合 【目標】	100%	の実績に基づく。

⑤ サービスごとの見込量の算定について

○サービスごとの見込量については、現に利用している人の数、今後のニーズ量の変化、入所等から地域生活に移行する人のうち当該サービスの利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して算定します。



■数値目標に対する国・県の考え方

国は、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）の策定にあたって、入所・入院から地域生活への移行及び福祉的就労から一般就労への移行目標（下の①～⑤）についてこれまで以上に積極的かつ具体的な指針を示すとともに、これらを「成果目標」とし、サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

国の指針及び県の留意点による「成果目標」の考え方は、次のとおりです。

① 施設入所者の地域生活への移行

【国】平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活に移行すること、施設入所者数の4%以上の削減を基本とすること。

【県】国の指針に留意し、これまでの実績、施設入所者の状況やニーズ、今後のグループホーム整備見通しなどを総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定すること。施設入所者数の削減については、国が示す「4%以上」は将来に向けた長期的な目標とし、平成29年度末までに地域生活への移行を目指す人数と、グループホーム等では対応が困難で、今後どうしても施設入所が必要となる新たな利用者数を適切に見込んだ上で設定する。ただし、平成29年度末の施設入所者数の見込を現状もしくは平成25年度末時点よりも増やすことには慎重な取扱いが求められる。

② 一般就労への移行者数

【国】福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数が、平成29年度中に平成24年度実績の2倍以上になること。

【県】国の指針を踏まえつつ、これまでの実績、福祉施設利用者の状況やニーズ、就労移行支援事業の整備状況・ハローワーク等の労働施策との連携体制などを総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定すること。

③ 就労移行支援事業の利用者数

【国】平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度末の実績から6割以上増加すること。

【県】国の指針は将来に向けた長期的な目標とし、平成26年度の動向を含むこれまでの実績、福祉施設利用者の状況やニーズ、就労移行支援事業所の状況などを総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定すること。

④ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国】平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

【県】就労移行支援事業所の開設予定や、障がいのある人の状況などを勘案し、地域の実情を踏まえて設定すること。

⑤ 地域生活支援拠点等の整備

【国】地域生活支援拠点又は面的な体制について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備すること。

【県】県立障害福祉施設及び県が実施する「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」、「障害保健福祉圏域地域ナビゲーションセンター」等を重度の障がいのある人のレスパイト機能、緊急一時対応機能や相談支援機能の一つとして活用できることを踏まえ、市町村域を超えて対応する機能として設定すること。拠点の整備としてではなく、面的な機能整備を行う場合は、個々の機能の有機的な連携により、効果的な支援が確保されている内容を記載する。

(1) 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じてサービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重度障がいのある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。

また、障がいのある人が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がいのある人については、介護を受けながら日中を過ごす場所を増やしていくことも必要です。

さらに、地域で生活するために様々な訓練が必要な人のための自立訓練、就労を希望する人が働くことのできる環境を築くための就労移行支援や就労継続支援の充実が必要です。

本市における障がいのある人のサービス利用状況をみると、介護給付*は増加傾向にあります。今後は、さらに増加が見込まれることから、支援体制の充実と受け入れ事業所の整備及び関係機関との連携強化が必要です。

また、障害福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行」を推進することが定められています。精神障がいのある人の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院後の様々なトラブルへの対応、不規則な時間帯や夜間の不安に対応するための電話サポートなど、在宅生活をトータルに支える仕組みのさらなる充実が必要です。

平成24年度からは、地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）や地域定着支援（24時間の相談支援体制等）が地域相談支援として個別給付化されており、それに対応した体制の整備が求められます。

地域移行の受け皿となるグループホームへの入居ニーズは高く、今後も継続して地域移行の進捗に合わせた計画的な整備が求められます。整備にあたっては障がい特性への配慮も必要になってきています。



■障害福祉サービスのあらまし

事業名		内容	本計画第4章 における関連 施策
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	施策 5（4）
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	施策 2（2）
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	施策 2（2）
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護・生活介護等複数のサービスを包括的にを行います。	施策 5（4）
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	自立訓練 （機能訓練*・生活訓練*）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	施策 4（1）
	就労継続支援 （A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	施策 4（1）
短期入所 （ショートステイ）		自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	施策 2（1） 施策 5（4）
居住系サービス	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	施策 2（1）
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	施策 2（1）
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	施策 5（4）
地域相談支援	地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人が地域での生活に移行するための活動に関する相談を行います。	施策 1(1)、 (2)
	地域定着支援	居宅において単身で生活する人の常時の連絡体制を確保し、緊急事態における相談を行います。	施策 1(1)、 (2)
計画相談支援		サービス等利用計画の作成、サービスの利用調整などを行います。	施策 1 ほか
補装具*費の支給		身体上の障がい等を補って、必要な身体機能を回復するための補装具の購入費用及び修理費用を助成します。	

【今後の取り組み】

必要な時に必要なサービスが利用できるよう各サービスを確保し、サービス等利用計画に基づき、適切に提供していきます。

① 障害支援区分*の判定とケアマネジメントの推進

- 障害支援区分等判定審査会を運営し、障害支援区分の判定審査を適切に行います。
- サービス等利用計画の作成と、これに基づく支援の充実を図ります。

■障害支援区分等判定審査会

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
開催回数（回）	12	14	12	12	12

■サービス等利用計画の作成【再掲 第4章1（2）②】

② 訪問系サービスの充実

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、専門的な対応が重要となっており、市内事業者を中心にサービスの提供体制の充実を図ります。

■訪問系サービス

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量（時間）	1,593	1,082	1,184	1,347	1,508	1,689	1,892
実利用者数計（人）	62	53	65	68	71	74	77

※実績及び見込は各年度3月のものです。

③ 日中活動系サービスの充実

- 生活介護、自立訓練は、障がいのある人の社会参加、自立、生きがいを支えるサービスとして、自宅以外で「すごす」場の提供、「訓練する」、「働く」といった活動を支援してきます。事業者と連携して市内におけるサービスの提供体制の充実を図るとともに、広域的に対応できる体制の整備に努めます。
- 短期入所については、グループホームの充実を進める中でサービスの確保を図り、利用を促進していきます。
- 就労移行支援・就労継続支援の充実については、本章施策4（1）のとおりです。

■生活介護、自立訓練、短期入所

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量（人日）	1,977	2,153	2,149	2,257	2,272	2,272	2,272
生活介護	1,856	1,833	1,804	1,812	1,850	1,850	1,850
自立訓練（機能訓練）	17	7	10	18	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	34	0	0	57	34	34	34
短期入所	70	34	56	60	60	60	60
療養介護	—	279	279	310	310	310	310
実利用者数（人）	129	136	143	149	149	149	149
生活介護	113	117	117	120	120	120	120
自立訓練（機能訓練）	2	1	2	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	2	0	0	2	2	2	2
短期入所	12	9	15	15	15	15	15
療養介護	—	9	9	10	10	10	10

※実績及び見込は各年度3月のものです。

■就労移行支援、就労継続支援A型・B型【再掲 第4章4（1）①】

■障害福祉サービス事業所等への通所補助

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
人件費補助人数（人分）	101	96	101	110	水準維持

※障害福祉サービス事業所等に通所する障がいのある人に交通費の支給を行う事業です。

■民間障がい者福祉施設の運営支援

年度（平成）	実績			見込	
	H23	H24	H25	H29	H32
人件費補助人数（人分）	4	6	6	6	6

※市内の民間障がい者福祉施設に運営上の支援を行い、通所者の処遇向上、施設経営の健全化等を図る事業です。

④ 居住系サービスの充実

○グループホームの充実については、本章施策2（1）のとおりです。

○施設入所支援については、広域の中でサービスの確保を図ります。

○療養介護についても、広域の中でサービスの確保を図ります。

■グループホーム

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数計（人）	28	32	37	41	46	51	56

※実績及び見込は各年度3月のものです。

■施設入所支援

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数計（人）	21	25	22	22	22	22	21

※実績及び見込は各年度3月のものです。

■療養介護【再掲 第4章5（1）③】

⑤ 地域相談支援

○障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行、定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、自立支援会議、基幹相談支援センター等と連携し、地域移行支援、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

■地域移行支援

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数計（人）	—	0	0	0	1	1	1

■地域定着支援

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数計（人）	—	0	0	0	1	1	1

⑥ 補装具給付事業

○補装具費の支給を継続していきます。

■身体障がい者補装具

年度（平成）	実績			見込
	H23	H24	H25	H29
支給件数（件）	108	129	118	122

(2) 障害児通所支援の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもに対する福祉サービスとしては、これまで障害者自立支援法上の児童デイサービスと、児童福祉法上の障がい種別ごとに分かれた通所・入所サービスがありました。法改正に伴い、平成24年度からは、通所・入所の利用形態別に、児童福祉法上の障害児通所支援と障害児入所支援に再編され、障害児通所支援においては、従来の障害児通所施設・児童デイサービス事業を再編した児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどが新設されています。

本市では、障害児通所支援や日中一時支援についての利用希望者の増加、発達障がいに対応したサービスや重度障がいのある子どもの受け入れ体制の不足などが指摘されており、今後サービス提供基盤の整備・充実に努める必要があります。

また、様々な機関が関わる障がいのある子どもの支援については、関係機関ネットワークの強化を引き続き推進し、障がいのある子どものライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

■障害児通所支援のあらまし

事業名	内容	本計画における 関連施策
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	施策3 (1)
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。	
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	施策3 (1)
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。	

【今後の取り組み】

相談支援事業所、障害児通所支援事業所、(仮称) こども発達支援センターなどが連携して、一人ひとりの子どもの成長と保護者の安心を支えていきます。

① ケアマネジメントの推進

○相談にきめ細かく対応しながら、相談支援事業所において個別の計画（障害児支援利用計画）を作成し、これに沿って支援を進めます。

■サービス等利用計画の作成【再掲 第4章1(2)②】

② 児童発達支援の充実

- 個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人と関わる力や考える力の育成に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。
- 民間施設における同サービスの提供を促進し、(仮称)こども発達支援センターと連携していきます。

■児童発達支援

年度(平成)	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量(人日)	—	26	102	130	160	700	750
実利用者数(人)	—	5	10	13	16	70	75

※(仮称)こども発達支援センターの開設にあたり利用の増加を見込んでいます。

※実績及び見込は各年度3月のものです。

■医療型児童発達支援

年度(平成)	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量(人日)	—	0	0	0	5	5	5
実利用者数(人)	—	0	0	0	1	1	1

※実績及び見込は各年度3月のものです。

③ 放課後等デイサービスの充実

- 個別支援計画に基づき、人と関わる力や考える力、社会に適應する力、生活能力の向上に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。
- 民間施設における同サービスの提供を促進し、(仮称)こども発達支援センターと連携していきます。

■放課後等デイサービス

年度(平成)	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量(人日)	—	15	94	100	110	120	250
実利用者数(人)	—	5	18	20	22	24	50

※(仮称)こども発達支援センターの開設にあたり利用の増加を見込んでいます。

※実績及び見込は各年度3月のものです。

■保育所等訪問支援

年度(平成)	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量(人日)	—	0	0	0	2	2	2
実利用者数(人)	—	0	0	0	1	1	1

※実績及び見込は各年度3月のものです。

（３）地域生活支援事業等の充実

【現状と課題】

障害者総合支援法により、障がいのある人に対する支援は、制度におけるサービスを利用しながら総合的に実施していく方針が明確となりました。地域生活支援事業は、法定給付である障害福祉サービスの有効な利用を進めるため、また、障害福祉サービスだけでは満たしきれないニーズや地域課題に对应していく重要な事業として、市町村ごとに充実していくことが求められています。

障害者総合支援法の施行により、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や情報提供、障がいのある人の意思疎通支援に携わる人を養成する事業等も地域生活支援事業の対象になりました。

本市では、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、日中一時支援事業などを実施してきたことに加え、制度の変化に対応して、障がいへの理解促進、自発的活動の支援、支援人材の育成などを地域生活支援事業に新たに組み入れ、各事業の充実を進めています。

アンケートや団体インタビューなどを通じ、通院や入浴の支援など、よりニーズに即したきめ細かい支援や、手話通訳者等の広域的な対応などが求められていること、高齢化等に伴い自動車関係の助成制度に対するニーズは減少しており、代わってバスやタクシーなどを利用しやすくしてほしいといったニーズが多いことがわかりました。

障がいのある人の社会参加が進む一方で、介助する家族の高齢化も進んでおり、移動支援、意思疎通支援のニーズは、今後ますます高まることが予想され、支援人材とサービス量の確保が課題となってきています。

今後は、地域生活支援事業を充実していくとともに、地域住民同士の支え合いなどと連携させ、より有効な支援のあり方について検討を続けていくことも必要です。



■逗子市が実施する地域生活支援事業のあらまし

事業名	内容	本計画第4章における関連施策
理解促進研修・啓発事業	障がいや障がいのある人に対する理解を促進するための研修や啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ります。	施策2 (3)
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族を含む地域によるボランティア活動等自発的な取り組みの支援を行うことにより、共生社会の実現を図ります。	施策2 (3)
相談支援事業	地域生活に関する様々な相談に応じます（基幹相談支援センターの設置、住宅入居等に関する支援、権利擁護のために必要な援助等を含む）。	施策1 (1)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。	施策2 (4)
意思疎通支援事業	聴覚・音声機能、言語機能などの障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。併せて手話奉仕員養成講習会・要約筆記者養成講座等により支援人材を育成します。	施策2 (2) 施策5 (5)
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。	施策2 (2)
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、社会との交流促進などの機会を提供します。	施策4 (1)
日中一時支援事業	介助する家族のレスパイトや就労支援等を目的に、障がいのある人に日中活動の場を提供する一時利用サービスです。	施策5 (4)
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の在宅生活を支援するために提供する訪問入浴サービスです。	施策5 (4)
日常生活用具給付事業	在宅の重度障がいのある人などに、日常生活がより円滑に行われるための用具の購入費用等を助成します。	施策2 (1)
身体障がい者自動車改造費等助成事業	身体障がいのある人の社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部助成を行います。	施策2 (2)

【今後の取り組み】

障がいのある人が地域の中で安心して自分らしく生活していくために必要な支援を、事業者・市民とともに育み、充実していきます。

- ① 理解促進研修・啓発事業 【再掲 第4章2(3)①～③】
- ② 自発的活動支援事業 【再掲 第4章2(3)①～③】
- ③ 相談支援事業 【再掲 第4章1(1)①～④】
- ④ 成年後見制度利用支援事業 【再掲 第4章2(4)③】
- ⑤ 意思疎通支援事業 【再掲 第4章2(2)③】

○手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣を行い、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

○手話奉仕員養成講習会、要約筆記者養成講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

■手話通訳の派遣

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
設置手話通訳者（人）	2	2	2	2	2	2	2
利用量（件）	315	346	286	337	340	340	340
実利用者数（人）	35	24	28	29	30	31	32

■要約筆記者の派遣

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用量（件）	60	53	74	74	80	90	104
実利用者数（人）	3	2	3	3	4	4	5

■手話奉仕員養成講習会（葉山町と共催）

年度（平成）	実績			見込
	H23	H24	H25	H29
手話奉仕員養成講習会基礎課程講座（全22回）	21	25	21	25
手話奉仕員養成講習会上級課程講座（全22回）	21	22	20	25
手話奉仕員養成講習会フォローアップ講座（8回）	9	8	9	10

■要約筆記者養成講座

年度（平成）	実績			見込
	H23	H24	H25	H29
要約筆記講習会（全8回）	9	6	4	10
要約筆記者現任研修（手書き）	9	8	9	10
要約筆記者現任研修（PC）	7	7	5	10

⑥ 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
- 障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支える重要なサービスとして、支援人材、サービス量の確保など、今後も支援を継続していきます。

■移動支援事業

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施か所数（か所）	20	22	27	32	32	32	32
利用量（時間）	1,279	1,125	1,428	1,647	1,821	2,015	2,230
実利用者数（人）	75	76	92	106	117	130	144

※実績及び見込は各年度3月のものです。

⑦ 地域活動支援センター事業

- 障がいのある人が創作的活動や生産活動を行いながら、自己実現を図り、地域との関わりを持つ場として重要な位置づけにあり、今後も充実していけるよう支援します。

■地域活動支援センター

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3	3	3
利用者数（人）	73	54	54	54	60	60	60

⑧ 日中一時支援事業

- 障がいのある人の日中活動の場の確保、介助する家族のレスパイトや就労支援のため、さらなる拡充を図ります。
- 夏休み等の長期休暇や介助者の急病時における緊急的な利用などに対応できるような体制を充実していきます。

■日中一時支援事業

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施か所数（か所）	5	5	5	6	6	6	6
実利用者数（人）	24	20	21	28	28	28	28

※実績及び見込は各年度3月のものです。

⑨ 訪問入浴サービス事業

○重度の身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問入浴サービスの提供を継続していきます。

■訪問入浴サービス

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数（人）	6	4	5	5	5	5	6

※実績及び見込は各年度3月のものです。

⑩ 日常生活用具給付事業

○日常生活用具、ストマ用装具の購入費助成などを継続していきます。

■日常生活用具の給付

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用件数（件）	238	249	267	283	296	309	323

■ストマ用装具購入費の助成

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数（人）	97	110	116	126	138	146	156

⑪ 身体障がい者自動車改造費等助成事業

○自動車運転免許の取得や改造に要する費用の助成を継続していきます。

■運転免許取得・改造費の助成

年度（平成）	実績			見込			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
運転免許取得支援	0	0	0	1	1	1	1
自動車改造支援	0	0	1	1	1	1	1

(4) 障がいのある人や家族の高齢化・重度化への対応

【現状と課題】

長寿化する社会の中で、障がいのある人や家族の高齢化・重度化への対応が全国的に課題となってきています。障害者手帳を所持する人の過半数が高齢者となっていますが、本市においても同様の傾向となっています。

アンケートやインタビューでも、老障介護の問題、親亡き後の生活への不安、また、障がいのある人が介護保険施設を利用するにあたっての不安などが表れています。

今後、障がいのある人や家族の高齢化・重度化は一層進んでいくことが予想されます。これに伴い、医療的な対応や成年後見制度の利用をはじめ、様々な面で支援を充実させていくことが必要となります。障がいのある人や家族が高齢化しても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、支援のあり方を工夫していくこと、適切なサービス利用につながるためのケアマネジメントの充実が求められています。

【今後の取り組み】

介護保険制度の利用との調整、地域における支え合い活動の充実などを進めます。

① 有効なケアマネジメントの実施

○障がいのある人や家族を対象とする相談支援事業と、介護保険事業における相談関連事業の連携・調整を軸に、高齢化への対応を図っていきます。

- ・高齢者保健福祉計画との整合
- ・地域包括ケア*会議（介護保険事業）と自立支援会議（障がい者福祉）の連携
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員、サービス従事者間の連携

○障がいのある人が高齢になって介護保険サービスにおける入所・通所施設を利用する場合、同じ障がいのある人同士での交流を尊重するなど、障がい特性に配慮した支援を充実します。

○高齢者と障がいのある人が一緒に暮らす場合、情報の入手や相談支援へのアプローチが難しいことも考えられることから、世帯全体をケアしていけるよう訪問による相談対応などの支援を充実します。

② 支援の充実

○医療との連携を図りながら、重度障害者等包括支援、日常生活用具給付事業、訪問入浴サービスなど、重度の障がいのある人や高齢者に対応するサービスを充実していきます。

○高齢な介助者のレスパイト、また、障がいのある人の親亡き後の生活への準備のため、短期入所、日中一時支援等のサービスを有効に活用していけるよう図ります。

○高齢者と障がいのある人からなる世帯の見守り、日常生活の支援、災害時の避難支援などについて、地域とともに考え、支えていける仕組みづくりを進めます。

(5) 事業者・人材の育成

【現状と課題】

支援ニーズが増加し多様化する中で、相談対応からサービスの提供、地域の中での支え合いまで一貫性のある支援を実現していくためには、専門性の高い事業者及び人材の育成・確保とともに、その他多様な団体や人材による支援体制を充実していく必要があります。良質なサービスを確保していくうえでは、事業者等が安定的に事業を継続、発展させることができ、従事者が働きやすい環境づくりを進めることが重要であり、共生社会を実現しようとする地域全体の力も必要です。

本市は、横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会が実施するサービス事業者・従事者向けの研修・講習会等への参加促進を図っているほか、手話通訳者・要約筆記者の養成、市民団体の育成を行っています。また、市民向けの各種勉強会や出張講座、学校教育における福祉教育の推進など、幅広い人材育成に努めています。

アンケートでは、障がいのある・なしに関わらず自分らしく暮らせるまちなになるために、今後特に重要なこととして、障がいのある人もない人も、施設やサービス、就労支援の充実等のほかに「障がい福祉を支える人づくり（保健福祉人材の育成）」をあげています。事業者の中には、サービス等利用計画の作成とこれに基づくケアマネジメントを進めるため、職員体制をもっと充実する必要があるとの認識がみられます。

児童発達支援、就労支援、高齢化・重度化への対応など、今後は、支援の現場を支える専門職員のスキルアップがますます重要となります。サービスの質の向上を図るうえでは、事業所の福祉サービス第三者評価の受審なども促進していく必要があります。また、障がいは他人事ではない、地域住民としてできることで助け合いたいと考えている市民が多いことがわかりましたが、多くの人にとって支援のためのスキルを育んでいくことは今後の課題です。障がいのある人自身が参画し、望ましい支援のあり方について検討を進めていくことも重要です。

【今後の取り組み】

障がい福祉を支える専門職員の育成・確保に努めるとともに、地域の中で当事者、事業者、ボランティア、地域住民等が互いに育み合えるような関係づくりや機会づくりを進めます。

① 事業者の育成・支援

- 事業者の健全な育成・確保を図るため、国や県の補助制度などを活用しながら支援を行っていきます。
- 自立支援会議のネットワークなどを活用し、事業者が、各種法令の遵守、事業継続計画（BCP）の作成、職員マニュアルの作成と活用、福祉サービス第三者評価の受審などに取り組みやすいよう、関係機関による連携を図り、必要な情報提供を行います。

○基幹相談支援センターと連携して、各事業者、その他関係団体などの事業や活動上の相談に対応していきます。

② 多様な支援人材の育成・確保

○県や基幹相談支援センターと連携して、相談支援専門員をはじめ、専門的な支援を担う職員の育成に努めます。特に、ケアマネジメント、児童発達支援、就労支援、権利擁護や高齢化・重度化対応、難病等新たな支援対象への対応力を高めるため、現任職員のスキルアップ、新規の人材確保を促進します。

○幅広い多様なボランティア人材の育成に向け、福祉関係の市民向け勉強会、出張講座などを充実します。

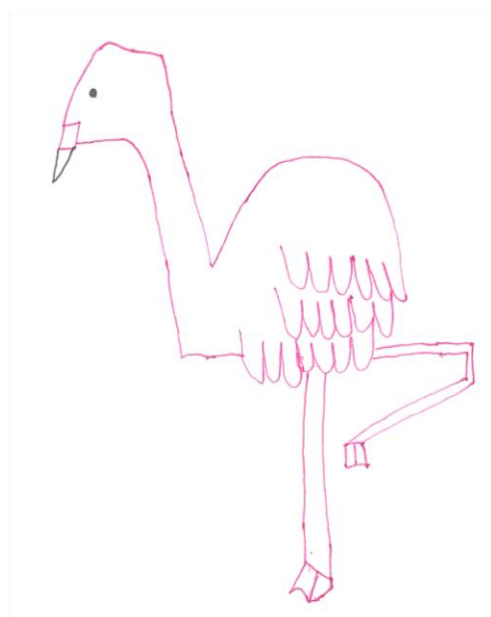
○手話通訳者や要約筆記者を養成する講座などを実施し、支援体制を充実します。

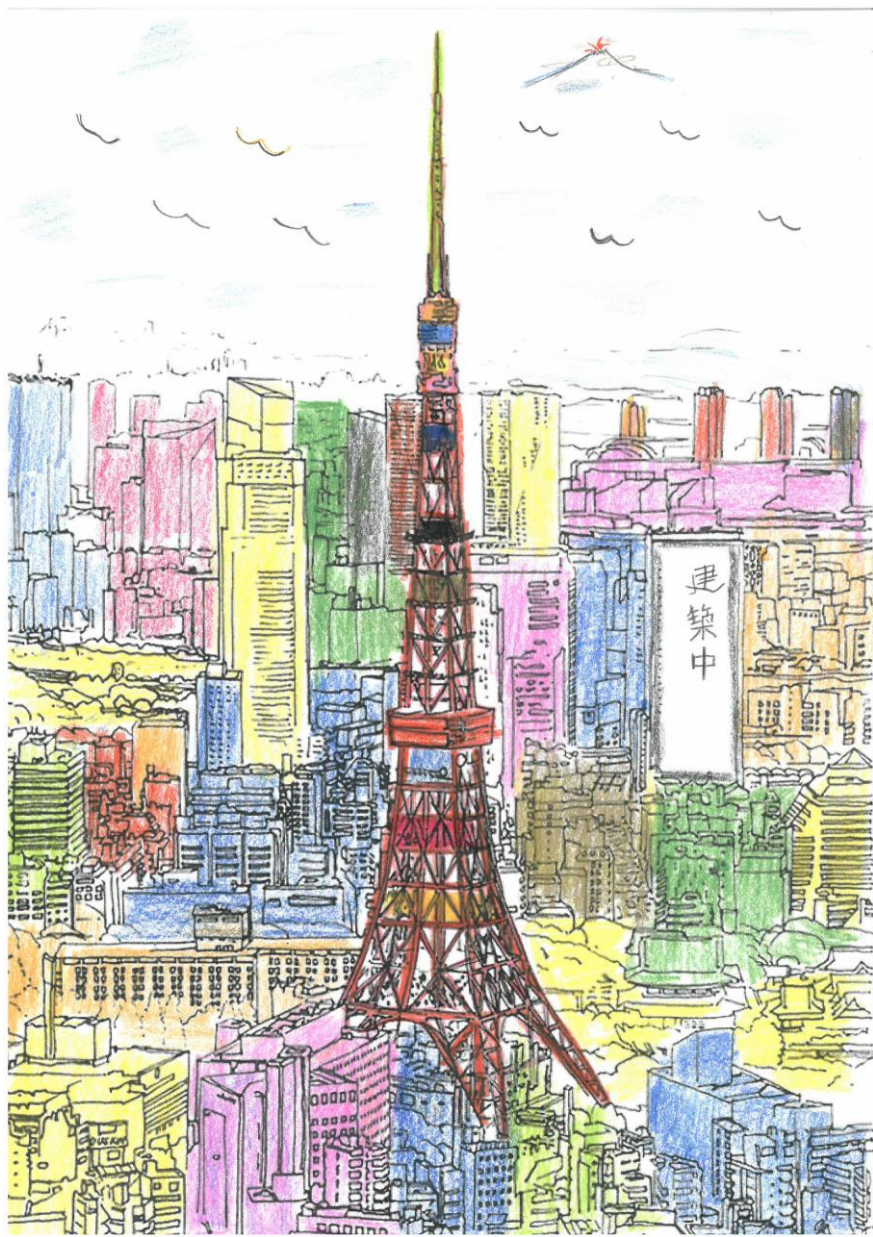
○市内の小中学校と連携して、福祉教育の推進を図り、共生社会の実現に貢献できる人材を育てていきます。

○障がいのある人自身が、人材の育成に参画・参加していけるよう、障がい者団体との連携を強化していきます

○市民の障がいへの理解促進、障がいのある人とない人の交流促進の機会を充実していきます。

■手話奉仕員養成講習会、要約筆記者養成講座【再掲 第4章5（3）⑤】





【 資 料 編 】

《用語解説》

※ 文字の右上に「*」の付いた単語の解説となります。

【あ行】

アクセシビリティ

施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

【か行】

介護給付

障害者総合支援法に定められたサービスのうち、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、在宅又は通所施設等で支援を受けるサービス（居宅介護、療養介護、生活介護等）、住まいの場として受けるサービス（施設入所支援）を指す。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等相談支援事業に係る総合的な事業を行う施設。

機能訓練

身体障がいのある人又は難病等のある人に対して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等必要な支援を行うサービス。

グループホーム・ケアホーム

障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域で共同生活を営む住居。グループホーム（共同生活援助）は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている障がいのある人を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上に支援を行うサービス。またケアホーム（共同生活介護）は、介護を要する障がいのある人を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス。平成 26 年 4 月よりグループホームに一本化された。

ケアマネジメント

障がいのある人（子どもを含む）とその家族の地域生活を支援するために、その意向を踏まえて、必要なニーズに対して生活の目標を明らかにし、地域社会にある資源を活用しながら総合的かつ効率的に生活の支援を行う技術方法の一つ。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

高機能自閉症

自閉症とは、発達障がいの 1 つで 3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいとされ、知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症という。

こころのバリアフリー

障がいや障がい者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくすこと。

合理的配慮

「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、又は過重な負担を課さないもの」という条件が付けられる。

【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービスの支給決定を受ける人が、地域で生活するときに必要となる様々なサービス等を上手に活用するためにその人のニーズ、心身の状況、置かれている環境などを考慮し、ケアマネジメントによりその人に合った適切な支援が行われるように作る計画。

計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載される。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複する場合に限って使われる名称。

障害支援区分

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。平成26年4月の障害者総合支援法の改正に伴い、それまでの障害程度区分から変更された。

障害者虐待防止センター

障がいのある人への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行うセンターのこと。障害者虐待防止法により市町村に設置することとされている。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律（平成5年施行）。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がいのある人への虐待の禁止、虐待の防止に関する国や地方自治体の責務及びその養護者に対する虐待防止に資する支援等について定めた法律（平成24年施行）。

障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用の促進等について定めた法律（昭和35年施行）。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するための法律（平成 28 年施行予定）。

障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障害者自立支援法

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、障害福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。平成 17 年 11 月に制定、18 年 4 月、10 月に施行され、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいの有無にかかわらず、国民が相互に尊重され安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や対象者の拡大などが定められた。（平成 18 年施行）。

平成 25 年に法律の理念、目的等の改正に伴い「障害者自立支援法」から変更された。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的の購入することを推進することを定めた法律（平成 25 年施行）。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる度合いのこと。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がいのある人、事業主及び家族に対して、職場適応に関するきめ細かな支援を実施する業務をする人。障がいのある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

自立支援会議

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者、関係団体及び福祉、医療、教育、雇用等の関係者の参加により市町村、都道府県が設置・運営するもの。障害者総合支援法第 89 条の 3 で規定する「協議会」のことであり、本市では逗子市自立支援会議という名称である。横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会は県によって設置されている。

逗子市避難行動要支援者避難支援計画

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（「避難行動要支援者」という。）について、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために策定された逗子市の計画。

生活訓練

知的・精神障がいのある人に対して、入浴、排せつ、及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等必要な支援を行うサービス。通所による事業と宿泊による事業とに分類される。

成年後見制度

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する民法及び任意後見契約に関する法律に基づく制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

全体会議

関係機関のネットワーク構築のために情報共有・意見交換を行う自立支援会議の中心的な会議。

専門会議

個別の課題内容に関して意見交換を行う自立支援会議の専門的な会議。

相談支援

障がいのある人や介助者（介護者）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行う一般的な相談支援のほかに、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援のことをいう。

「基本相談支援」とは、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人や子ども、その保護者・介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や法令で定める便宜を総合的に供与することをいう。「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援を指し、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のこと。

【た行】

地域移行

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに伴う移行支援のこと。

地域活動支援センター

障がいのある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行い、自立した生活を支援する施設。専門的な職員による相談支援や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、障がいに対する理解促進啓発事業を実施する「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、地域の障がい者団体が実施する通所によるサービスを行う「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

地域生活支援事業

障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて障がいのある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により効果的・効率的に行う事業。「必須事業」と「任意事業」に分かれる。

地域包括ケア（システム）

住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター

高齢者のための総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、ケアマネジャーのネットワークや支援困難事例等への指導・助言など、地域における高齢者への総合的な支援を行う機関で、介護保険法に基づき、日常生活圏域ごとに設置されている。

定例会議

相談支援事業所間の情報共有、事例の総合的な把握及び具体的な支援策を検討する自立支援会議の中の会議。

【な行】

内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能の障がいをいう。

難病

医学的に明確に定義されたものではなく、一般的に原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視せずに施設の中で生活するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

【は行】

発達障害者支援法／発達障がい

発達障害者支援法は、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことや、学校教育において発達障害者の支援、発達障害者の就労の支援等を行うことにより、発達障害者の自立及び社会参加を図るための法律（平成17年施行）。

発達障害の定義は、同法第2条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障がい、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

アスペルガー症候群とは発達障がいの1つで、一般的には「知的障がいが無い自閉症」とされ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れをとまなわない広汎性発達障がいに分類される。

学習障がいとは、全般的な知的発達には著しい遅れは伴わないが、学習や対人関係に困難を示す障がいとされる。

バリアフリー

社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ハンディキャブ

車いす及びストレッチャーで乗車できるリフト付特殊車両。

ハンディキャブ運行

公共機関での手続き、福祉施設への入退所や一時帰宅のとき、医療機関への入退院及び通院、親族等の冠婚葬祭など社会生活に必要な場合、車いすのまま乗り降りできる装置のついた6人乗りの乗用車による送迎サービス（原則として介助者の付き添いが必要）。

ピアカウンセリング

障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者等の相談に応じ、ともに問題解決を図ること。「ピアカウンセラー」は、その「ピアカウンセリング」を行い相談に応じる人のこと。

福祉的就労

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、地域活動支援センターで支援を受けながら行われる就労のこと。

補装具

身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

【や行】

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

要約筆記

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達する方法。話の内容を書き取りスクリーンに投影する方法や、パソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影する方法が用いられる。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した者が行う。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区別される。誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となるできごとがあり、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

療育

障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。

レスパイト

障がいのある人などを在宅で介助・支援している家族の肉体的、精神的負担を減らす事を目的に、一時的に介護・支援を代替し、疲労の回復を図ってもらうために家族を支援すること。

【A～Z行】

AD/HD（注意欠陥多動性障害）

「Attention Deficit Hyperactivity Disorder」の略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものをいう。「外からの刺激に振られやすい」（不注意）、「落ち着きなく、衝動的に反応する」（多動性/衝動性）などを特徴とする発達障害のタイプの一つ。

通常は、学童期までに特徴が見られ、早期からの対処が必要とされる。

NPO

NPOとは「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。



《逗子市障がい者福祉計画策定等検討会運営要綱》

平成 23 年 4 月 1 日

逗子市要綱

改正 平成 23 年 8 月 5 日

平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定による逗子市障がい者福祉計画の策定及び進行管理について、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市障がい者福祉計画策定等検討会（以下「検討会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(平成 23 年 8 月 5 日・平成 25 年 4 月 1 日・一部改正)

(メンバー)

第 2 条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい当事者及びその関係者で構成される団体の推薦を受けた者
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 検討会に会長及び副会長を置き、メンバーの互選により定める。

2 会長は、検討会の進行、調整等を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第 4 条 市長は、検討会の開催に当たり、障がい福祉について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第 5 条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 5 日）

この要綱は、平成 23 年 8 月 5 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

《逗子市障がい者福祉計画策定等検討会参加者名簿》

	メンバー(参加者)氏名	所属団体・職名
1	くろいわ ますみ 黒岩 松壽美	公募市民
2	あきもと あつこ 秋元 厚子	逗子市身体障害者福祉協会
3	くぼ かおる 久保 薫	逗子市手をつなぐ育成会
4	さいき まさみ 齋木 正巳	逗葉ろうあ協会
5	さとう てつお 佐藤 哲夫	地域活動支援センター 「ワークショップ リプル」
6	やえがし じょう 八重樫 譲	社会福祉法人「湘南の風」
7	きもと さちこ 木本 幸子	特定非営利活動法人ゆうほ 相談事業所カモミール
8	うぶかた よしえ 産形 喜江	逗子市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会
9	おがわ けんいち 小川 研一 (平成 27 年 1 月末まで)	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会
10	しげまつ みちこ 重松 美智子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課
	(アドバイザー) いしわた かずみ 石渡 和実	東洋英和女学院大学 教授

《イラストの協力者名簿》

- ・ 秋野 主帆
- ・ 一戸 哲士
- ・ 加藤 直弥
- ・ 鈴木 好子
- ・ 塚本 陽子
- ・ 成田 五十夫
- ・ 宮内 輝雄
- ・ 地域活動支援センターリプル 通所者 1名
- ・ 雨宮 夏樹
- ・ うによ@
- ・ 川上 節子
- ・ 千葉 安武
- ・ 中谷 あおい
- ・ 原 隼
- ・ 山下 高德

(五十音順、敬称略)

*本計画では、その趣旨により、障がいのある人たちにもイラストで参加していただきました。
内容とイラストには関連ありません。



逗子市障がい者福祉計画

(障がい者福祉計画・障がい福祉計画)

発行年月 平成27年3月

編集・発行 逗子市 福祉部 障がい福祉課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16

電話：046-873-8114(直通)

FAX：046-873-4520・872-8294(聴覚障がい者専用)

市役所ホームページ <http://www.city.zushi.kanagawa.jp>

